

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成26年9月12日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 12名

出席委員 11名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	5番	赤塚英一君
6番	阿部満吉君	7番	佐藤智則君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 1名

4番 土門勝子君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋務君
農業委員会会長	高橋正樹君	選挙管理委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤源市 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(那須良太君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

委員長(那須良太君) 9月10日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、4番、土門勝子委員が所要のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員として町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上6件でございます。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須良太君) 異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願い

いたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) おはようございます。それでは、私のほうから補正予算の質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、一般会計の12ページを開いていただきたいと思います。保健衛生費の予防費、補正額が362万8,000円、これは委託料として、説明では高齢者肺炎球菌予防接種委託料等というふうにして計上されておりますが、肺炎球菌予防接種には幾らの金額の計上なのか。あわせて等というものには何が入っているのかお尋ねいたします。

委員長(那須良太君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答えいたします。

定期予防接種委託料ということになりますけれども、高齢者肺炎球菌予防接種委託料等ということでございます。一つは、水ぼうそうの接種、もう一つが高齢者肺炎球菌予防接種ということで、二つでございます。

内容的には、水ぼうそうの接種につきましては、今年度の10月の実施分からの対応となるわけでございますけれども、1歳から3歳の対象で、2回接種分を見込んでおるところでございます。これまで任意でも助成はなかったわけですが、定期予防接種というふうに水ぼうそうのほう、接種が定期的なということで補正でございます。大体単価7,400円を見込んでの220回分で、162万8,000円ほどを予定しております。

もう一つの高齢者肺炎球菌予防接種委託料でございます。これまでも接種委託料の助成はしてまいりましたけれども、一部定期予防接種となったものでございます。一部といいますのは、節目年齢での対象者が定期的なということでございました。年齢的には、65歳から5歳刻み、70、75、80、85、90と5歳刻みの方が今回定期となる方の対象ということでございます。これも今年度10月からの実施ということでございまして、対象が1,200人ほどのうち接種済みの方も含めて引きまして、大体500人ほどを予定しております。単価4,000円の助成で、500人ほどの予定で、200万円ほどの補正をお願いしております。合わせて362万8,000円ということでございます。

委員長(那須良太君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) どちらも定期予防接種になったというふうなことで、これは大変よかったなというふうにして思います。私もかつて肺炎球菌の質問をしたこともありました。その当時は、私のその当時の調査したときにはたしか五、六千円ぐらいかかるというふうにして認識をしておりますので、今肺炎球菌については4,000円ぐらいですか、4,000円ぐらいの費用を支援すると。これは、個人負担はないのかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(那須良太君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答え申し上げます。

基本的には補助につきましては単価4,000円でございます。この4,000円を超えた分については自己負担ということになります。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 多分4,000円を少し超えるのではないかなというふうにして思いますので、それでも4,000円の支援をしていただくということは大変ありがたいというふうにして思いますし、年金がどんどん減らされておりますので、そういう意味でも心強いものになるかなというふうにして思います。かつては肺炎球菌は、たしか一生に1回しかできないというふうなことがありましたけれども、その後効果が5年ぐらいあると。それで、その後に新たに肺炎球菌の予防接種もしてもいいというふうにしてなりましたが、今お話によりますと5年刻みの節目節目というふうなお話がありましたね。そうすると、1度仮に65歳で定期予防接種の支援を受けましたと。そして、70歳でも、あるいはその5年後でも場合によっては支援が受けられるというふうにして認識してよろしいわけですね。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 委員おっしゃるとおり前は1回の接種で、それで終わりだということのようでしたが、最近は5年間にまたということがありますので、この節目というのはそれを見込んだものと思っております。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そうすると、1度だけではなくて定期的に受けたいというふうなことがあれば、それは定期的の任意ではない、いわゆる定期予防接種として受けられるというふうにして認識をしましたので、この項終わります。

7ページをお願いしたいと思いますが、7ページに国庫支出金の民生費国庫補助金、補正額で45万9,000円となっております。そのうち保育緊急確保事業費補助金が363万7,000円というふうにしてなっておりますが、この関係で歳出にはどういうふうにして組み込まれているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

これにつきましては、保育緊急確保事業費補助金でございます。内容的には、放課後児童クラブ開所時間延長支援、それから地域子育て支援拠点事業、いわゆるこれは子育て支援センターの分でございます。それから、乳児家庭全戸訪問事業費ということでございます。それから、もう一つ、養育支援訪問事業費、いわゆるエンゼルヘルパーにかかわるものの事業でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私も課長に前もってこういうふうにして質問しますということを申し上げていなかったのですが、今のお話はいわゆる子供センターだとかエンゼルヘルパーだとか、場合によっては放課後児童クラブもありますね。そういう説明ありましたね。これが11ページの児童福祉費に入っているのだと思うのですが、多分私の大ざっぱな想像では、もしかしたら児童福祉費の3、児童福祉施設費の中の委託料の中で76万7,000円施設管理委託料あるいは負担金補助で、これが371万9,000円、放課後児童クラブ指導員処遇改善補助金あるいはその次のページに放課後児童健全育成事業補助金、これが59万9,000円と、この辺に多分入っているのではないかなというふうにして思うのですが、その認識でよろしいかどうか。でも、これらを全部足すと国の補助金363万7,000円を超えますので、超えた分が町の負担とい

うふうにしてなるのかどうなのか、それとも一部はこのいわゆる保育緊急確保事業費補助金は363万7,000円というのはここに一部ずつ網羅されて入っているのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

この部分の最初に内容を4つ挙げましたけれども、そのうちの3つにつきまして、いわゆる地域子育て支援拠点事業費、それから乳児家庭全戸訪問事業費、養育支援訪問事業費、これにつきましては今回歳入の補正で国庫支出金の中をお願いしているところがございますけれども、当初国庫の補助金という形ではなかったものでございます。では、これまではどれでかといいますと県の補助金でございました。そして、これが県の補助金から国庫の補助金へ、国庫からも補助金が出るということで、3分の1ずつ国庫の補助、県の補助が3分の1ということになりましたので、これまでの県の補助金の部分がかった分を国庫のほうの歳入のほうにかえさせていただいたところがございます。

それから、放課後児童クラブにつきましては、委員ご指摘のように11ページの下の放課後児童クラブ指導員処遇改善等のところで、ここに入るということになり、ここから支出ということになります。

以上でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ありがとうございます。保育緊急確保事業補助金とは、子ども・子育て支援制度の円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付、地域型保険給付に関する事業や地域子育て支援事業等を先行的に支援することとすると、そういう内容のものだと。子ども・子育て支援事業に移行する事業は、放課後児童クラブの充実も含めていろいろあるわけですが、そこでこの関係で尋ねをしたいというふうにしております。9月1日の広報ゆぎに子ども・子育て支援新制度が始まりますという表題で、27年度保育園入所事前説明会が行われると。日時は、9月10日、9月11日、9月12日ときょうまでのこの3日間ということですが、この説明会において、これは新年度のものにかかわりますけれども、今回のいわゆる議案の中にはこの関連の議案といいますか、条例案が提案され……これはこれからの提案予定だと思いますが、される予定でおりますので、事前審査にならない程度でお尋ねをしたいというふうにして思いますが、きょうのは別として、きのう、おとといとこの2日間の中で町として……きょうも含めて町としての説明内容と、それからこれまでの2日間の中で行われた説明会での保護者からの疑問点はどのようなことが出されているのか、出されていないのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。

町立保育園入所に関する事前説明会ということで、ご案内のように10日、11日、きょうで、きょうが吹浦保育園での説明ということで3日になるわけでございます。内容的には、従来の保育入所の事前説明会とそんなに変わるものではございませんけれども、27年度からの子ども・子育て支援新制度にかかわるものもあらかじめお知らせする必要があるということで、まだ条例的にははっきりしないところがございますけれども、そこに余り関連ないようなところでの説明をさせてもらっているところがございます。例え

ば保育所の入所に当たっては、保育の必要性についてというところで、町の認定を受ける必要がありますというようなことが1つでございます。また、その保育の認定の有効期限は3年間というようなこともお話を申し上げているところでございます。それから、入園に当たってのいわゆる優先ということも少しこれまでと同様に優先の入園についても若干お話をさせていただいているところでございます。なお、この優先部分についてはこれまでと同様のことで考えておりますので、その旨お話をさせていただいているところでございます。

おとといときのうの内容でございますけれども、遊佐保育園については66世帯の方、在園以外の方で8世帯、そのほかに8世帯という方が参加して事前説明会においでになっているようでございます。藤崎保育園につきましては43世帯、在園児以外が5世帯ということで説明会においでいただいているところでございます。

こちらからの説明に対する一応質問等についての内容でございますけれども、1つ目、いわゆる保育料に関する質問というのが結構多いようでございました。保育料2人目が今現在保育料が半額になっているわけでございますけれども、来年度についてはどのようになるのかというような質問の中では、来年度も今の現状では同様の取り扱いをする予定でありますというようなお答えを申し上げたところでございます。

それから、説明会の中でもう一つ、新制度に始まります認定こども園については、杉の子幼稚園さんが今そちらに向かったの準備をしているというようなお話をしながら、一応保育園と幼稚園の2つ一緒にそれをできるというふうな認定こども園についての入園の関係についてもお話をしているところでございました。それについて、認定こども園となっても土曜日に行くかという話がございますけれども、認定こども園というふうに認定された場合は、これは土曜日に行くというようなことでございます。また、認定こども園の保育料の設定はどのようになるのかというようなご質問もあったようでございます。これにつきましては、通常の各保育園の保育料と同じように所得に応じた料金設定となるというようなことでお答えを申し上げているところでございます。

以上でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今認定こども園のお話がありました。民間幼稚園も認定こども園に対応していきたいというふうな、そういう説明がありましたが、この認定こども園を来年度から新しく対応するというふうなことになりますと、このことも含めて町が説明をしたというふうにして認識をしてよろしいわけですか。

委員長（那須良太君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 新制度として幼稚園、保育園、認定こども園、それから地域型保育というふうにありますので、当然来年度の入所案内についてはそういう認定こども園も対象になりますよということで、なおかつ杉の子幼稚園さんがそちらで今認定の準備にある状況ですというようなことでございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） わかりました。大変国は法制度を児童福祉に対しての大幅な見直しをこれでや

るわけですが、まだまださまざまなことが出てこないというふうには、例えば国の基準として保育料がどの程度になるのかとか、そういったことが出てこない中では関係する市町村はそれに合わせて一定の対応、保育料を一体幾らにするのかというふうな問題も出てくるだろうなというふうにして思いますので、これからの作業が町としては大変なのではないかなというふうにして思います。これ以上のことをお聞きをしますと、今後提案される条例案件に差しさわりがありますので、このことについてはこの場での質疑は終了させていただきます。後ほどまたお聞きすると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、同じく一般会計7ページの国庫支出金がありますが、この国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金、250万円の減額補正になっていますね。これは、番号制度システム改修補助金となっておりますが、この内容説明について、これは全額国が本来であれば出すものではないかなというふうにして私はと思いますが、国はこの導入時にかかる費用の何%を出すのか。そして、いわゆるこの導入にかかる費用負担はいろんなところにシステム改修の関係でいろいろ入っているようでありまして、いわゆる現段階で町の本当の独自の持ち出し分というのはどれくらいになるのか、ご説明願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

ここに番号制度システム改修補助金ということで、減額250万円という形で計上させていただきました。これは、当初の予算の中ではまだ十分にその補助金の金額が決まらないという状況の中で、概算という形で当初では1,500万円を計上させてもらったものでありますが、そこに対して国のほうからの内示、正式通知はまだいただいておりませんが、内示という形で来てございましたので、今般当初の見込みが大きかったということの中で250万円を減額をさせていただいたということがございます。この補助金につきましては、番号制度の導入にかかわりますシステム改修にかかわる補助金という内容になってございます。

国の補助率は幾らかというようなことと、あるいは町の持ち出しはどうであるかというようなご質問でありましたが、歳出のほうでもシステム改修費が不足をするということで、歳出のほうにも今回補正をさせていただいた部分があるわけですが、それも含めましてシステム改修にかかわる事業費ということでは2,228万5,000円ほどのシステム改修にかかる事業費を見込んでございます。そして、補助金につきましては、現段階では1,258万9,000円ほどの国庫補助金というようなことで予定をしております。そうしますと、補助率、いろんなシステムの改修によって、そのシステムごとにちょっと補助率が違ってございまして、一律に幾らというようなことがちょっと積算できないのでありますが、おおむね3分の2程度、中には10分の10いただくというようなものもございまして、おおむね3分の2程度ということでございます。そして、そうであれば当然国の制度の導入でございますので、国が一定の財源、いわゆるそこにかかる費用については手当てをしなければならないということにはなるわけですが、国の財政事情の状況によるのでしょうか。まず、補助金についてはそういう一定の率でまず補助金の交付を行うということでございます。そうしますと、当然不足額が生じると、いわゆる町の持ち出しが大きくなるということでありまして、そこは特別交付税の中で見ていくというような今動きで推移してございます。そうしますと、特別交付税については既に算定を今年度の分については終了しておるわけですが、これについては見込みということでありまして、775万円ほどの特別交付税でのいわゆるシステム改修費

に対する手当が見込まれるという状況でございます。そうしますと、先ほどの補助金と今回今申し上げました交付税と合わせますと1,900万円、2,000万円少しというようなことで全体の改修費にかかる国からの財源手当というようなことになろうかと思えます。そうしましても、なお全体事業費につきましては町のほうからの一般財源の持ち出しというようなところが生じておりまして、おおよその概算でありますけれども、194万円ほどの町からの持ち出しということであります。これは、システム改修さまざまシステム改修あるわけですけれども、そこでパッケージで来るシステム改修ということになるのですが、そうしますとどうしてもこの町独自のカスタマイズといいますが、その作業が少し出てくるということもありまして、それを独自の部分での手当をしなければならぬということでの持ち出しが194万円ほどあると、こういう状況でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今の説明でおおむね国の補助金と合わせて、いわゆる特別交付税の形で七百数十万円ほど出るというふうなお話もありましたし、町の現段階での持ち出し部分は200万円弱ぐらいであろうというふうな説明がありました。今いろんなコード番号さまざまあるわけですが、これは国が強引に進めてきたものでありますけれども、いわゆる国民総背番号制度とも言われております。マイナンバー制度がないと一体町として困ることが果たしてあるのかなと、私は大変この番号制度に対しては疑心暗鬼になっておりますけれども、その辺の困ることがあるのかどうかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 一般的には国で進める制度でございますので、それに従うということであろうかと思えますけれども、マイナンバーについてはもう社会保障税、災害対策等々の行政手続についての効率化をするというようなこと、あるいは国民の利便性を向上するというようなこと、さらに所得、そのほかサービスの受給状況を正確に把握をするというようなことを目的に番号法制度がスタートをするということありますから、行政手続関係で申請等が出た場合に、その番号をもとに情報を確認をするという作業がシステムでつながっておれば、それは利用可能なことになるわけですが、それがなくなれば行って担当所管の行政機関のほうからのいわゆる申請書類の添付書類の交付を受けなければならないとか、そういうものが発生をしてくる可能性があるわけありますので、そういうことから含めれば全体の行政の効率化、利便性の部分での必要性があるかと思えます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） いわゆる行政のほうでは、私は特別困ることはないというふうにして認識をして、これがなくても特別困ることはないであろうと。なぜならばもう今は年金しかり、税金しかり、それから国民健康保険関係しかり、介護保険しかり、後期高齢者医療制度しかり、これらはほとんどそれぞれの番号が付記されておりますよね。それをわざわざこれは国家予算の初期投資は3,000億円だそうですけども、こんな大金を使ってわざわざこういうシステムをつくり上げて、市町村負担も出てくると、ある面では無駄遣いでしょうというふうにして私は認識をしております。

住民基本台帳のシステムが導入されたときに11桁の住民票コードがつけられました。あのときこれは生涯にわたりこの番号がついて回るの、なくさないようにという、そういうものでありましたね。ふだん



は余り意識することはないのですけれども、場合によってはこの住民票コードがまれに必要なこともあると。ですから、これはなくしてはならないものだというふうにして認識をしております。昨年マイナンバー法が成立をし、来年10月からマイナンバー記載の通知カードが多分住民に送られてくると。そして、2016年1月からマイナンバーの利用が始まると、こういうふうにしてなっているようです。そして、それである住民票コードはマイナンバーの通知カードが送られた時点で処分をすればいいのか、あるいは利用が始まる時期の2016年の1月に必要なくなるのかと、どちらで廃棄をすればいいのかというふうなことが出てくるのだと思いますので、その辺をひとつお尋ねをしたいのと、それからもう一つは住基カードありますよね。いわゆる申請をして、欲しい方には写真つきでしたっけか。500円が幾らか、それぐらいの...500円ではなかったかな、ぐらいのお金を出して住基カードを必要な方はいただくというふうなことになると思いますが、あれはいただいてから10年間の期限つきだったというふうにして認識をしておりますけれども、もうこれからはあの住基カードは必要なくなるものであろうなというふうにして認識をしておりますが、余りたくさんの方がその住基カードをこれまで申請をしたというのは、いわゆる行政報告書の中にもその数が出ておりますが、そうたくさんはいないけれども、でも確かにある程度の人数はいるということになります。これはもう必要ではなくなるのではないかとこのようにして思いますが、その辺いかがでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それでは、この番号制度の全体的なまずスケジュールを初めにお話を申し上げたいと思います。

平成27年10月、来年の10月ということになるわけですが、これで番号制度の各個人に対する附番通知という作業が始まります。そして、28年の1月、個人番号の利用開始、個人番号カードの交付が平成28年の1月に始まるということになります。そして、29年の1月から情報の利用あるいは提供が随時地方公共団体、国という形で進んでいくという状況で全体のスケジュールが今のところの予定という形で考えられているわけです。そうしますと、今ご質問にございました住基カード関連との状況はどうなるのかというお話でしたけれども、住基カードについては平成28年の1月をもって住基カードについては発行をしないという対応になります。それ以降は個人番号カードを発行をしていくという予定でございます。そして、利用につきましては、お話ありましたとおり住基カードにつきましては取得から10年間の有効期間、これは保障されると思われそうですが、ただ28年の1月から個人番号カードの取得ということで可能になるわけですので、もしそこで個人番号カードを取得したということになりますと住基カードについては廃止をしていくという、二重にはなっていないかと、こういう形になるかと思えます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） わかりました。そして、もう一度お尋ねをしたいのですが、いわゆる今回の初期投資でもって関係するものは、私が先ほど申し上げましたいろんな番号が住民にはついておりますね。その福祉関係が中心ではないかと思うのですが、町にかかわるもの、住民にかかわるものは年金、国保あるいは社会保険も含めて医療保険、健康保険、それから介護保険、後期高齢者などというふうにして私は認識をしておりますけれども、それで間違いのないかどうかお尋ねします。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） いわゆるこの番号制度の中でどういう情報を利用していくのかというご議論かと思えますけれども、これは平成25年の5月ですか、いわゆる番号法とその関連法案が成立をしたということになりました。その中でどういうものを利用するかということは、この法律の中に規定をされているわけでありまして。利用可能な事務というようなことで、法律のその中の9条に別表第1というのがありまして、これ数ページにわたる膨大な利用可能ですよと、いわゆる法的にこれは利用してもいいですよというようなものを列記した表がございますが、これが97項目ございます。そして、さらにこれはいわゆるその所管をしている自分たちの事務で必要となる事務ということになるのですけれども、所管しているという事務になるのですが、今度は関係機関との情報やりとり、つまり照会をしたり提供をしていただくというような情報についてもこの法律の中で決められています。それは、今度別表第2というようなことで、これ119項目ございます。これも膨大な表と、それから項目立てになっているわけです。こういう中で番号法のいろんな情報の利用や提供、照会をするという状況になるわけですが、さらにまた今度市町村独自でその町でこの事務については番号法、個人の番号をつけて個人情報を利用するというようなことは条例化をすれば、これは利用できるという状況も一方ではあるのです。だから、そこはつけ加わっていくと、もし必要性が認められれば条例化をしてつけ加わっていくという項目になるわけです。そして、今システム改修している状況については、お話にありましたとおり社会保障税の部分での今システム改修を進めているところであります。最も基幹となる部分のシステム改修をさせていただいております。まず、総務省関連でいきますと住民基本台帳システム、それから同じく総務省関連で地方税務システム、いわゆる住基と税の部分ということになります。それから、厚労省関係でいきますと国民健康保険システム、介護保険、後期高齢者、健康管理、それから障害者福祉、児童福祉、国民年金と、こういう形で今基幹となる部分のシステム改修を計画実施しているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） どうもこのマイナンバー制度は、この活用は国の考え方としてより拡大をしていくというふうな考え方も持っておるようです。今市町村としては、必要とするならば条例化をして進めていくということもあり得るというようなお話もありました。そこで、もう一点お尋ねをいたしますが、マイナンバー制度が確実に進められていきますと、サラリーマンなどの人などは勤め先にこのマイナンバー制度の中での個人番号を多分提示しなければならないのではないかなというふうにして思いますが、それはなぜなら源泉徴収票の作成や健康保険、厚生年金などにも多分当然のことながらこのマイナンバーが活用されていくのだと思うのです。これは、この中に潜んでいる問題は私はここにもあるだろうと。要するに情報漏えい、その心配がより一層強くなっていくだろうなというふうにして思いますが、今私が認識しているいわゆる企業などに対してのこの提供、これは提供せざるを得ないのだと思うのです。これは、私の認識のとおりなのか、あわせて情報漏えいへの危機感を持っているのかどうかお尋ねいたします。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 個人番号を確認する場面がこれから非常に大きくなって増加をいろんな場面で個人番号を提供する、あるいは出さなければならないという場面が多くあろうかと思えます。ちょっと具体的にどういう形で提供するのかについては、まだ詳細確認してございませんが、項目的には就職、転職あるいは出産、育児、病気、さらには年金受給等々の場面で個人番号の利用というものが出てくる可能性

はあるわけでありまして。そして、その場合の個人情報、つまり秘密漏えいも含めてそういう情報保護が十分に行われるのかどうかということについても大きな課題というふうなことで捉えられておるところでありますけれども、データは一元管理はしないと、こういうことでありますから、どこかに集めて、この番号で今言ったような全てのデータを一つの一元管理にすると、共通のデータベースをつくると、こういうことではないわけです。分散管理という言い方をしておりますけれども、それぞれの所管、市町村、都道府県あるいは年金、独立行政法人、そこそこで情報を番号に基づいて管理をしていくと、こういう形になりまして、そこにそれぞれ必要な先ほど申しました情報の照会や提供というようなことになれば、そこにアクセスをしていかなければならないという形になろうかと思っておりますし、その番号については影の番号といいますか、二重のチェックの中でアクセスをしていくような形も今考えられているようでもあります。そういう形で分散管理をしていくということではありますが、では自分の情報が一体どういう形で検索をされたりを照会をされたり提供されたかということについては、マイポータルというようなことで自分の画面といいますか、そこでどこからどういう情報が照会をされたかということは行って確認をできる仕組みも考えられているという状況でございます。さらに、情報の扱い方については、果たしてその情報が利用に適するのかどうか、この番号制度に利用に適するのかどうかというようなことも第三者機関の中での判断というようなことも仕組みとしては考えられているというようなことで、いろいろな仕組みの中で個人情報の保護という側面からも考えられているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 個人番号については、当然いわゆる国、県あるいは市町村、それぞれで必要な管理は当然しなければならないというふうにしては、それはそのとおりだと思うのですが、ただ全部一括番号、一つの番号ですので、そこに不安感を私は持っているというふうにして感じております。先ほどのサラリーマンの人の部分についても多分私が申し上げたとおりにならざるを得ないのだと思うのです。国民年金は、いわゆる厚生年金ですか。厚生年金は、国の管理だというふうにしては思いますけれども、今病気というふうなお話がありましたが、病気の管理までやられたのではたまったものではないというふうにして私は思います。このことがいろんなところでもう簡単に情報漏えいされないというふうにして当局としては受けとめているのかもしれませんが、私はそんなに甘くはないというふうにして思いますので、これは最終的には国が一括管理をするようになっていくのです。だから、こういう番号を全部一律管理をすると、そして社会保障削減だとか税金の徴収をもっときつくやっていくだとか、そういうものにつながっていくものだというふうにして認識をしておりますが、一番心配なのは情報漏えいです。何といっても。これは海外の例でありますけれども、成り済まして不正利用をされ、気がついたときには財産の全てがなくなっていたというふうな話もあるようです。日本のこのシステムを取り入れると海外からでもそういうことができるのだというふうなものなようです。この情報漏えいがされた場合に、財産を失った場合に一体誰が責任をとるのかと、そういうものがきちんと明記をされない限りはとてでもないけれども、危なくてこんなことには賛成できないというふうにして私は思っておりますが、多分当局も私もいろいろ調べましたが、そういったものはありませんでした。責任は国がとりますよと、あるいは国と関係する地方行政機関がとりますよというものはありませんでした、私が探した限りでは。多分当局も同じようだというふうにして思いますけれども、もし新しい情報がありましたら教えていただきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 番号制の悪用というようなことであります、罰則の強化というところがまず一つは出てくるかと思えます。法律の中でもさまざまな罰則強化の規定を設けているようでもあります。それから、成り済まし防止ということになれば、本人確認の部分を何種類かの確認作業をするということでの申請の確認をするということの中で成り済まし防止というようなことであろうかと思えます。いずれにしても、国のほうで進めておる作業でございますので、これに従いながら十分に個人情報の漏えいについては気をつけていかなければなりませんし、我々町のほうでも情報セキュリティーというようなことで、それを取り扱う部分については全職員にその情報セキュリティーの課題が課せられているわけでありますので、そこも強化しながら対応していきたいというふうにして思えます。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） たしか地方税法だとか、あるいはもう一つの法律の中で行政職員は守秘義務があるのだというふうな法律がありますよね。それはそのとおりなのですが、ただし提供していただきとなれば、それは法律上では拒否できないようなことが起きてくるわけです。だから、守秘義務をなささいと言いながら、このマイナンバー制度の関係で行政職員は提供していただきと言われれば提供しなければいけないというものなのだというふうにして私は認識をしておりますので、私の認識が違うようでしたらご説明願いたいというふうにして思えます。

この番号制度は、いわゆる経済界が持ち出したものだと、そして安倍内閣がそれを推進をしていると、こういうものです。それで、行政処理事務においてそれぞれ個々に番号がつけられるわけですが、今お話をしたように行政だけが活用するものではないと、民間においてもそれを利用されていくというデメリットがあるのだというふうな認識をしていただきたいというふうにして私は思います。経済界の主張で導入された部分も大きいのでありますけれども、特に経済界はこれを使って何を進めたいというのかということなのですが、これは検診データを出しなさいと、企業に渡しなさいと、そういう主張もしているのです。そこまで場合によってはやられる可能性があるかと。検診データを持っているのは市町村ですよ。このことがやられると、もうこの人は病気持ちだと、あるいは検診データでこのような要検査、要観察が必要だというふうになった場合には、企業としてはこの人は使えませんか、企業にとってのメリットはないというふうなことになるかと思うのです。そういう不安感がある番号制度なのです。そういう認識があるのかどうなのかも含めて、残時間4分ですので、この4分を使ってそのことをお聞きをいたしまして私の質疑は終了いたします。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 情報の提供の仕方ということになるのかと思えますけれども、地方税法あるいは地方公務員法の中には守秘義務ということで定められているものがございますので、これは守らなければならないと、これはもうルールでございますので、当然そうなる、そうしなければならない、ということかと思えます。しかしながら、法律で情報提供を求められた場合に提供をしなければならないという法律がもしあるとすれば、それはその法律に従わなければならないわけでありまして、一方で認めて一方で認めないという形になるような法体系にはなっていないと思えますので、それは法律の定めによって求められた場合は当然提供をしなければならない場面も出てくるかと思っております。

そして、それ以外の部分についてはもちろんできないわけでありまして、これからの国のこの事業の実施に伴ってさまざまな課題があるとすればその中での議論に従っていききたいというふうにして思います。

委員長（那須良太君） 13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それでは、私のほうからも4点ほど、時間があれば5点ほど質問させていただきたいと思います。

まずは、16ページ、教育費、保健体育費、目社会体育施設費、節需用費として総合運動公園水道料60万円、芝生養生のための追加補正が計上されております。この60万円の増額補正をしなければならなかった理由をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 総合運動公園の水道料の補正のお願いでありますけれども、これにつきましては当初の見込みとして年間500トン程度、若干1割程度余裕を見まして550トン程度の見込みということで当初25万円を見込んで予算化をしたというふうな内容であります。しかしながら、今年度皆さんご存じのように7月に渇水が続きまして、その際の水道の使用の水量につきまして7月分として488トンを使用したというふうなことであります。こうしたことから、今後の見込みについて当然不足をすることとありますので、渇水が続いた場合には最大限このくらい必要であろうというふうなことで60万円の補正をお願いをするというふうな内容であります。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ年間の散水する水道の量、当初の見込みだと550トンだった。これは年間です。ところが、6月、7月と雨が非常に少なかった。そして、7月一月の散水量が488トンだった。それによる今後使用するだろう水道料も含めた上での60万円の計上ではありますが、一月で488トン使わなければいけない状況を年度当初で年間550トンしか使わないだろうという見込みのやはり甘さというのは私は指摘せざるを得ないと思うのです。年間使うだろうと思っていた水道料を限りなく一月で使っているわけですから、予算立ての際の見込みの甘さということに関していかがお考えかお聞かせ願いたい。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

総合運動公園の面積、それから芝生の面積、そういったものを検討しながら専門業者から町外のそういった類似施設の状況、そういったことも情報提供いただきながら見積もりをしたというふうなことであります。そういった意味でいきますと具体的な使用量でいきますと5月は10トン、6月は4トンということで、おおむねこの程度であればというふうなことでは考えていたわけでありましてけれども、やはりいかにせん7月全然雨が降らなかったと、こういったことで見込みを大幅に予想を超えるものとなったというふうなことであります。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 近年いわゆる想定外という言葉が非常にはやっている。しかし、想定外というのが想定内になりつつあるし、想定内というのが想定外になりつつある。それだけ幅のいわゆる振れ幅の大きい気象条件になってきているし、災害においても以前私たちが経験した災害よりも振れ幅が大きく

なっていることによって人々がいわゆる不安もし、それに踊らされてしまうという状況の時代に来ているのではないかなと思いますけれども、この総合運動公園、建設計画段階で、あの地域はもともとは湿地帯であったために井戸を掘ればある程度の水源、地下水は確保できるだろうというふうな地域であったわけですから、いわゆる井戸を掘って散水する水を確保しようというふうな水源活用方法を建設計画段階で検討されなかったのかお伺いしたいと思います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

委員おっしゃいましたように建設段階、設計をする段階で地下水の利用も検討をしたところでもあります。しかしながら、地下水の散水のいわゆる状況につきましては一度に大量の地下水をくみ上げるというふうなことになりますので、そうしますと近隣の集落で現在井戸のあるところが実際にあります。そういったところへの湧水の井戸のいわゆる水が出なくなると、そういった影響の懸念がやっぱり払拭できないというふうなことから、地下水の利用については断念をした経過がございます。

以上です。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） この件に関しては、終わらせていただきたいと思うのですが、ことしは芝生の養生のために、やはり枯らせてはもうまずいわけですから、散水量も多くなったのだと思います。来年度からは、ある程度芝生が養生して根づけば、根を張れば、ことしみたいなことはないと思うのですが、施設管理という形になると、やはり芝生の芝刈りみたいな部分で、ことしは発生しないだろう施設管理というのが生じるかと思っておりますので、やはり施設をつくるのはいいけれども、施設を維持していく部分での予算立てというのをやはりしっかりとさせていただきたいと考えます。

次に、移らせていただきます。地域生活課、12ページ、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、委託料として水質検査等委託料、不足分として25万円ほど計上されておりますが、この水質検査等委託料によってどの河川の水質検査を行うのか。また、検査する必要性が生じた理由はいかなることであったのか、地域生活課長よりご説明願います。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

遊佐町では、地域生活課が担当しておる中身としまして、環境衛生ということで河川の水質調査を毎年行っておりますけれども、その水質調査を行う河川でありますけれども、9河川あります。1つは、牛渡川、そして滝淵川、高瀬川、西通川、八ツ面川、山田川、月光川、庄内熊野川、大樽川、この9河川。そして、熊野川については2地点で行っておりますので、9河川10地点の調査を行っているところでございます。この9河川10地点の調査につきましては、環境衛生費の委託料、水質検査委託料の中から支出しているわけですが、このような形で毎年検査をする予定で行っている検査の中身に今回に限ってはちょっと例年にない調査を必要としたと。というのは、この9河川のうちの1つ、熊野川でございますけれども、熊野川が5月上旬、異常な水の流れになっているという報告がありました。その報告を受けまして、急遽調査をしなければならぬ。地元の要望もあって、そういった形になりまして、これまでの検査とは別に調査することにいたしました。今までは環境基準に基づく調査でありましたけれども、今

回は水質問題、特にその下流側に田んぼがあります。田に引き入れる水の関係ということの心配がありましたので、そういった意味での調査が必要ではないかということから、環境基準の調査にプラスして農業用水の基準としての調査を行ったものであります。その農業用水基準に合わせた調査に要する費用として、当初予定していなかった費用が必要となったということから、今回25万円ほどの増額要求をさせていただいたということでございます。中身としては、農業用水基準、3地点行いましたけれども、3地点で1回9万7,000円ほどかかりますので、その不足分という形で計算をしますと、2回分くらいが不足になるのかなということでありまして、そのほかにこれに関係してモニタリングも必要になってくるであろうということで、これに5万円をプラスして約25万円という形の補正をさせていただきました。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ先日の9番、土門議員の一般質問にあった熊野川の汚染原因と水質影響調査、特に農業用水基準に合わせた検査がなされたという説明であります。この問題は地域住民の安心、安全な生活に直結した問題であります。調査結果に基づき適切な対応と指導、そして地域住民に対しては情報開示と住民説明会がなされることを住民は望んでいると思っておりますけれども、その件に関してはどのような形で進められようとしているのかお伺いします。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今回のこの件については、汚れているという報告を受けた熊野川、ではどこから汚れているのかということの現地調査をこの報告を受けてすぐに関係機関、まず町民の代表、そして県、それから町、農協も入ってました。関係者から出てもらって、現地の調査をさせてもらっております。その結果を受けて、水質調査、その立ち会いのもとで、やっぱり水質調査も必要であろうということから今回の水質調査になったわけでございますけれども、水質調査の結果につきましては、今委員のご指摘のとおり住民生活に直結する、特に農作業、農業用の水として使われている関係もありますので、そういったところへの影響があるということから、公表をするという形で持っていくべきところでもありますけれども、今回初めての我々もちょっと経験だったということもありまして、この水質調査の結果をすぐに開示するべきか、その辺について関係機関、特に県とか、県の農業普及所とか、それから水質調査を行っていただいた業者とのさまざまな調整、そして5月初めの1点の調査ではちょっと不足なのかなということから、先ほども言いました何回かの調査を行ったということになりまして、それらをまとめた後に、今回の問題になった水の汚れというのが何が原因なのかということを考えてときに、上流にある養豚場との関係がやっぱりあるのではないかと、その養豚場との連絡会を立ち上げておりますので、この調査結果についてはこれらをまとめた後に連絡会でやっぱり報告するべきであろうという考えでございました。その連絡会との協議をできれば近日中に開催をして、これまでの経過、そしてこれまでの調査結果、さらには今回この問題で業者に対して町のほうから指導も行っておりますので、その指導に基づく業者さんの対応策、こういったものもそういった連絡会で報告を受ければいいのかというふうにも考えております。これからにつきましては、今後につきましては、やっぱり何回も言いますが、住民生活に直結する問題であるということから、今言った関係者を集めて、これから必要があれば1度と言わず、2度、そういった形の説明会を開きながら、今後のこの河川状況につきまして情報を共有しながら、町としては町民の安全、

安心に努めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） この点、大分明らかになっていると思うのです。汚染原因がどこにあるのか、そして農業用水としての影響がどのような形なのか。土門議員が言ったように窒素分が多いために、その水が田んぼに入ると栄養が余計な分だけ茎が高くなる、伸びてしまう、そうすると雨風で倒れる可能性がある。それが実害として発生しているわけです、地域において。そして、においの問題というのは、当然苦情が出ているとおりのわけです。これを業者を交えて地域の代表と団体の代表という形のときに開示したいというような予定でいるというだけでは、やっぱり住民説明ということというのはなされていないと言わざるを得ないわけです。やっぱり5月から地域住民の方は苦しんでいるわけですから、やはり適切な対応と適切な指導と適切な説明というのを時間あけてスパンを長くしてやるのではなく、こういう重要なことに関しては迅速に進めなければいけないことだと私は強く願います。

次移らせていただきます。産業課、13ページ、農林水産業費、水産業費、目水産振興費、節委託料、豊かな海づくり機運醸成推進事業、140万円が計上されております。この140万円というのは、当初の予算立てではありませんでした。60周年記念として、豊かな海づくり講演会開催業務委託料です。この資料、60周年記念の行事資料を見ると、テレビで活躍しているさかなクンが講師なのだというふうな当初からの計画であります、この140万円という委託料が発生したということは、さかなクン予定と今までずっとどんな資料でも予定と書かれておりますが、予定という二文字はとれたのでしょうか、とれなかったのでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今回この事業につきましては、合併60周年記念事業の一環ということで、子供たちに夢を与えられるような事業ということで、平成28年に豊かな海づくり大会が行われるのを契機に、このさかなクンの事業を講演会を予定したということでございます。事前に調べた情報によりますと、さかなクンの予約がとれるのが3カ月前ということで、町としては来年の2月にこの講演会を開催したいというふうに考えております。ですので、まだ予約は完了していませんので、そういった意味では予定という意味が完全にとれたということではございませんけれども、実施に向けて進めていきたいと考えております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 3カ月前でないとかさかなクンのいわゆるしっかりとしたスケジュールは組めない。だから、まださかなクンは予定の段階で、未定にもなりかねないのだという判断でいいのでないかなと思っております。

これ全国豊かな海づくり大会は、平成28年に山形県で開催される。庁舎に入ってくるとすぐのところにも新しい看板が掲示されておりました。しかし、残念ながら大会開会式を含めたオープニングイベントは酒田市で、放流や海上歓迎イベントは鶴岡市の鼠ヶ関で開催されることが決定いたしました。しかし、大会テーマは「森と川から海へとつなぐ命のリレー」というテーマに決定したと、つい先日決まったわけです。この「森と川から海へとつなぐ命のリレー」、私は遊佐町そのものの姿であると考えます。昨日の新聞報道では、全国豊かな海づくり大会は、例年10月から11月に過去の大会は開催されております。ちょう



ど月光川や日向川にサケの遡上する季節でもあります。ことし遊佐町で開催が決定した豊かな森・川・海づくりフォーラムを含め、ふ化事業の重要性と遊佐町の水産業の振興に寄与できる大会にするべく、情報の発信や仕掛けづくりに力を傾注していただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えですか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、きのう新聞に報道されました本町で11月と12月に開催される事業について若干説明させていただきます。ことしの11月22日土曜日になりますけれども、豊かな海を育む森づくり、海づくり活動ということで、吹浦地域を中心に、クロマツの枝打ち、それからクロダイの稚魚の放流ということで事業が行われるようになってございます。枝打ち作業につきましては、国道7号吹浦バイパスの横、あとクロダイの放流につきましては吹浦漁港で行うという事業の中身のようになってございます。

あともう一つ、先ほど委員からもありましたとおり12月の6日、これも土曜日になりますけれども、豊かな森・川・海づくりフォーラムというのが遊楽里において行われるということをご予定しているようになってございます。これは、講演の内容はまだちょっと決まっていないということになってございますけれども、森と川と海のつながりについて、これを議題にした講演を行うという内容のようになってございます。森と川と海のつながりを普及啓発して、全国豊かな海づくり大会に向けた機運醸成のためにこれらの事業を行うということでもありますけれども、本町といたしましても本町の砂丘地砂防林の魅力、それから本町の豊かな海、川を発信するといういい機会ではありますので、合併60周年記念の年で、テーマが「子供たちに夢を」ということでもありますので、町外の方への情報発信はもちろんでありますけれども、積極的に子供たちに参加していただきまして、子供たちが山や海や川について考えるいい機会にしていけるように町としても努力していきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これ遊佐の水産業の魅力の一つというのは、やっぱり縄文の時代から鳥海の湧水にはぐくまれたサケというものが一つの大きな魅力だと思います。そして、めじかとか、今非常に努力されているふ化事業者、そしてサケのいわゆる放流したのが4年後には帰ってくる。そのためには清らかな水を維持されなければいけないし、維持され続けてきた遊佐の大地というものをやっぱりこの機会、強く強くアピールするべきだと私は考えます。よろしく願いいたします。

次の項に移らせていただきます。12ページ、農林水産業費、農業費、農業振興費、工事請負費として896万7,000円が計上されております。そのうちの施設整備工事費853万5,000円、これはふらっとのトイレ改修の工事費だと思いますけれども、この増額補正、当初だと、この事業というのは当初の予算ですと2,053万6,000円で事業計画されているわけですが、それに今回の追加補正がなされた事業変更がいかになされたのか、なぜこの増額補正が必要だったのかご説明願います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、853万5,000円の内訳でございますけれども、今回ふらっとの女子トイレ、これの増工につきましては666万円、それからふらっと直売所のエアコンの修理ということで140万2,000円、あとトイレ

屋根の防水工事、トイレの防水工事ということで47万3,000円を計上をさせていただきました。ふらっとのトイレにつきましては、昨今の資材の高騰、それから人件費の高騰が言われておりますので、それとあと若干内容について当初と要するに和洋の便器の変更等が若干ございましたので、それらを加味して再度見積もりを徴したところ、この金額になったということでございます。

あと、エアコンにつきましては、ふらっと直売所の野菜売り場のエアコン2台の更新ということで、今回夏に向けて作動させたところ、調子が悪いということで、これは既設予算のほうで2台を更新を対応させていただきます。

あと、トイレ屋根の防水工事につきましては、現在太陽光パネルの工事を行って、9月末の工期で行っているわけでございますけれども、その工事に入った段階で、パネルの基礎部分を設置する段階で、あっちこっち屋根の防水について防水樹脂の張れだとか舗装の剥がれだとか、そういったところが見えるということで、今回太陽光の工事と、要するに足場を組んでいるわけでございますので、それと一緒に施行したほうが効率がよいのではないかとお願いしたところでございます。

以上です。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） これトイレの改修事業というのは、先ほども言いましたけれども、当初の段階では2,053万6,000円、今回の追加工事費の666万円を上乗せすると2,719万6,000円、トイレの改修工事だけで2,700万円を超す事業費になっている。どんなにすごいトイレなのだろう。普通の家だったら5LDKの結構大きい家が1棟建つぐらいの値段ですよ、2,700万円という。女性のトイレブース、いわゆる16ブースを改修するのだという工事費にしては2,700万円というのは大きいな。これ下の管工事なども全然ないところで新設でつくるのだったとしたならば、このぐらいはかかるかな。八福神さんの場合も1,000万円ほどかかったわけですよ。そのぐらいはかかるかなという感じなのですけれども、改修……

（「2,000万円かかっている」の声あり）

1番（筒井義昭君） 2,000万円です。これ非常に私にはやっぱり改修工事、女子トイレ16ブースで2,700万円というのは納得がいかないわけです。また、当初の予算よりも安くその事業が見込まれるのだったら、削減した分で追加工事をしようかというのではなくて、いわゆるそれに上乗せしたようにエアコンと屋根の漏水防止工事しているわけですが、この追加工事、エアコンは故障して動きようもなかったのを新しくかえた。そして、漏水工事に関しては、たまたま太陽パネル工事を設置するために屋根に上がるための足場工事などもしているの、やったほうがいいのではないかとということでやった。余り緊急性を感じないわけですが、このトイレ、今までは洋式が4つに和式が12、今回の改修工事で洋式が13で和式が3つになる予定だと調べさせていただきました。今の時代において、女子トイレにおいて和式トイレが必要なのか、私はちょっと頭、首をかしげてしまうわけですよ。和式トイレの二ズの有無と、全て洋式に計画できなかった理由をお聞かせ願いたい。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、トイレの金額がかなり高いというご指摘でございますけれども、今回RC構造の要するに全面改装ということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

あと、エアコン、トイレの屋根の防水について突発的な事情でお願いをしたということでもありますけれども、ふらっとにつきましても平成9年から営業を開始して、建物については一部鉄骨ではありますけれども、木造ということで、17年ほどたっておりますので、そろそろ法定耐用年数に近づいている年数であります。町としても計画的に補修に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

あと、次のトイレの和洋式の関係でございますけれども、委員指摘のとおり、現在うちを建てるということであればほぼ洋式。和式をする家庭は限られているというふうには思いますけれども、今回の改修の計画でも大多数が洋式ということでございます。ただし、公共のトイレということで、利用が不特定多数の方が使われるというトイレということで、一部若い女性の方には洋式はちょっと気持ちが悪いと思われる方も一部にはいるというふうに聞いてございます。それらの状況を踏まえて、ふらっとさんのほうと協議をさせていただいて、洋式、和式の割合を決めさせていただくということでございます。まだ最終決定はしないわけでございますけれども、それらを考慮して適正に洋、和を配置していきたいというふうに考えております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） それもありがた。いわゆる若い女性、確かに便座にぺたっと座るということを非常に極めて潔癖症な女性だったりすると便座に座ることを抵抗して和式のほうを選んでしまうというケースもあるのかなと、今説明を受けて理解できたのですけれども、きょうどのようなふらっとのトイレなのか、今の現状というのはどのようなトイレ状況なのかということ、関心もあったものですから行ってみました。なかなかいいにおいがする。トイレですからおうのは当然でありますけれども、遠方に出かけたときにさまざまな道の駅とかサービスエリアに寄るのですけれども、非常に快適だなというトイレと、やっぱりあの独特のにおい、トイレ特有の独特のにおいがもう向かった時点ですというトイレがあるわけですが、残念ながらきょうふらっとに行って調べさせていただきましたら、女子トイレはなかなか入れないので、男子トイレのほうで確認したところ、残念ながら後者でした。それは、やっぱり換気のあり方というのも必要なのではないかなと提案させていただきます。このようにふらっとを含め総合交流促進施設株式会社のさまざまな施設、これは町にとって重要な施設であることは認識しておりますけれども、毎年毎年の当初予算でも、定期的な補正予算においても、どこかの施設の改修というのが計上されることが多い。昨年は県の予算によって急速充電器と太陽光パネルの工事が県から補助を受けて、最初は100%ということだったので、だんだん、だんだん話が違ってきた経緯もあるのですけれども、非常に毎年毎年この総合交流が抱えているところの施設改修というのが大きな負担になっている現状を、現社長と前社長、たまたまいらっしゃいますので、ご所見を伺いたいと思います。

委員長（那須良太君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

ただいまトイレを含めてお話をいただきました。今回の鳥海ツーデーマーチ開催されましたときにも、私も町民体育館のトイレを使用させていただきました。非常に初めて音の出る装置も体験をさせていただいて、何かどンドンそういう意味でも進化しているのかなというふうに思います。ただいまいただいておりますようにふらっとの場合も8年建築をして、9年から営業開始をしてございます。遊樂里のほうもそうです。大平についてもそうです。やはりお客様、いろんなところを回られて、いろんな

経験をなされている、そういった状況の中で、やっぱりこういう衛生部門に関する部分については、特にやっぱり今観光といいますか、集客を必要とする施設においては重要なポイントになってきているのかなと思うところであります。トイレの状況についてもしっかりとふらっとの場合も清掃管理に努めておりますが、やはり時代の経年の状況の中で多少そういう状況が出ているということは否めないのかなというようなこともございますので、今回女子トイレの改修に向けて取り組んでいただいていること、そして続いてまた男子トイレのほうの予算も計上いただいて改修いただけることを大いに会社を預かる代表としては期待を申し上げたいと思いますし、お願いを申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。いろいろやはりお客様の声、これらをやっぱり大切にさせていただきながら、その状況に合った施設の改善というものは、中長期的なものも含めて、エアコンのようにもう待たなしのようなものも含めて、やっぱりしっかりとやっていかなければならないであろうというふうに思っております。ちなみに、ふらっとのエアコンについては、会社として修繕を更新をした部分、これはルールに基づいて金額が一定の金額までいかなかった部分について2台ほどこれも今年度対応させていただいたというような状況もございます。会社としてしっかりと対応していく部分と、町としてやはりそれらの施設を状況を確認をしながら対応していく部分、これを両輪を適切にやっていくことでお客様から喜んでおいていただける施設にしていきたいと、サービスの充実も含めてそのように考えているところでございます。

委員長（那須良太君） 時田町長。

町長（時田博機君） 観光施設の全体的な整備、施設は大分古くなりました。補修がかなり毎年かさんでいるということは、この議会でも何回かいただいているのですけれども、なくてはならない施設、そして先日クラシックカーミーティングが町主催ではなくて愛好会、愛好者が主催でやっていただきました。遊樂里の前がすばらしい場所なのだそうです。何でと聞いたら、まずトイレがきれいだと。遊樂里を使うのだと。フェラーリに乗ってきた人が仙台から20台も来てくれたという話ですけれども。そして、食堂もすぐあると。お風呂にも入って帰れる。やっぱりお客様満足度、それからあそこなら行ってみたいというところがクラシックカー、大体よその町でやれば川原で河川敷でやれば、当然トイレは仮設、食堂も全く何キ口もない。そして、ではあと帰りほこりだらけになって帰るのだけれども、遊樂里の前のあの駐車場って物すごくいいのですよと主催者、いわゆるあの方から意見いただいたとき、やっぱり全体的なものとして、特にトイレについてはやっぱり今パーキングエリアタウン構想をやっている中、いろんなトイレのいいところではないと女性の皆さんはなかなか寄ってくれないというところが実際ありますので、それらにやっぱりしっかり対応した形。

私は、入湯税、大体1,350万円ぐらいですが、昨年も。だけれども、その3倍以上いわゆるしっかりと基金に積んで、観光施設整備の基金自体もそんな減らしておりません、就任してから。やっぱり積むときはしっかり入湯税とか、そういう観光目的でいただくものについてはその今まで3倍積むなんて普通なかったのです。だけれども、そのぐらい積みながら目的化した基金を活用しながら、やっぱり整備、古いのあればどんどん計画つくりましょうよと、逆に私は今社長退いたわけですから、町の全体の観光という形でいけば古いの、だめなものをそのままやっておくときとお客さんからお叱りを受けるということを考えておりますので、それらについては突発的に何かクーラー、エアコンは壊れたという話は伺っておりますけれども、やっぱり計画的に更新していくということを念頭に置かないと、町全体の特にトイレは女性

の皆さんからはきれいにしないといけないのではないかと考えています。鳥海山大物忌神社の山頂のトイレ、更新をしたわけですけれども、かなり予算的な支出は大きなものを伴っています。だけれども、宿泊客は神社に泊まるという形になっていますけれども、ある方が私は忘れられないのです。昔のトイレ、「江戸時代のトイレだね」と若いお嬢さんが言っていたのです。私がちょうどたまたま山頂にいたときに。ああいうことはやっぱり自治体として江戸時代のトイレをそのまま放置するということはできないことは当然だと思っておりますし、町全体を見ながらそれは整えていきたい、このように思っています。

委員長（那須良太君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 申しわけございません。発言の内容で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

会社のほうで整備をしたのは、冷房機器ではなくて大型の冷蔵庫関係2台ということで訂正をさせていただきます。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） ただいま町長が発言されたところの昔の鳥海山のぼったん式のトイレ、あれは総ヒノキづくりのトイレだったわけですから、私はぜひ使用目的は違ったとしても、あの総ヒノキづくりのトイレというのは残しておいてほしかったなと思っていますところ。

次、1点だけちょっと心配事、自分の心配事が余計な心配なのかもしれないのですけれども、松くい虫防除事業が衛生伐と町単で実施されております。500万円と263万円ですか。これでいわゆるよそに運搬してパルプやペレットにして処理しているやつもございしますが、その場で粉碎して、その場にまいているという処理の仕方、どちらにも見られますけれども、松くい虫の卵が木に産みつけられている松くい虫の被害木をああいふうなチップ状にしたときに卵まで処理できることができているのか、できていないのか。もしできていないとしたならば拡散させるおそれがあるわけですけれども、これ県の指導のもとに行っていることなので、私が心配することはないのですけれども、その点についてだけお聞きいたしまして、私の質問終わらせていただきます。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

今回松くい虫の防除委託料で町単事業が500万円と、あと国県補助の事業で263万円をお願いしたところでございます。町単事業につきましては、被害木が200トンということで、この木をよそに運搬破碎処理ということでパルプとペレットにほぼ使用すると。卵につきましては、その段階で処理ができると。あと、パルプとペレットに使用できない分につきましては、現地で破碎を、要するに細かく砕いて処理をするということでございまして、その大きさが大体6ミリから15ミリの間の要するに木片チップにカットして現地に敷いて処理をするという形になってございますので、卵、要する幼虫等につきましてはその段階で破碎処理されるということで認識をしております。

委員長（那須良太君） 1番、筒井義昭委員の質疑は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

休

憩

委員長（那須良太君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（那須良太君） その前に、質疑応答の前に、健康福祉課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） 伊藤マツ子委員への答弁につきまして、私の認識不足でございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

高齢者肺炎球菌の予防接種の件でございます。定期予防接種になるのは、65歳の方のみということでございまして、節目の年、65歳、70、75、80、85という5年ごとの節目の年の接種については5年の経過処置ということでございます。5年経過後は、65歳の方が定期の高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者ということとなるようでございます。

それから、ワクチンの接種につきまして、5年後にもう一度ということが私認識でできるというような話を申し上げましたけれども、これについては1回のみ助成ということでございます。ただし、近年5年後に高齢者肺炎球菌のワクチンを実施することはできるようになりましたけれども、この2回目以降については定期としての対象にはならないということでございます。訂正いたします。

委員長（那須良太君） それでは、審査に入ります。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも何点が質問させていただきます。

まず、予算書の15ページ、文化財保護費、こちらのほうを今回増額の補正上がっております。これは、主に小山崎遺跡の関連の事業ということでお聞きしていますが、この辺の増額の状況を簡単に説明のほう願います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答え申し上げます。

文化財保護費でありますけれども、作業員賃金、これにつきましては秋田県で行われます民俗芸能講演会の出演をお願いをされておまして、その運転手の賃金となっております。それから、8番の報償費21万円ですけれども、これにつきましては、1つはやさら行事の報告書の執筆謝礼15万円、2つ目として小山崎遺跡に係ります調査指導委員会委員の謝礼6万円であります。調査指導委員会は、例年当初予算で1回は確保しておりますけれども、今回2回お願いをしたいというふうなことでの補正のお願いであります。それから、9、旅費26万2,000円につきましては、ただいま申し上げました調査指導委員会の開催に伴う委員の旅費であります。それから、11番需用費、消耗品でありますけれども、これにつきましては杉沢比山伝承館用の湯飲み茶わん等の購入をお願いしたいということです。それから、印刷製本費21万6,000円につきましては、旧青山本邸の和だんす調査の報告書の印刷費ということでの21万6,000円です。修繕料1万3,000円については、歴史民俗学習館の蛍光灯の修繕になります。それから、13番委託料233万1,000円ですけれども、これが一番大きいわけですが、1つは先ほど申し上げました旧青山本邸の和だんす

調査に係ります報告書の解説執筆委託料、それから同じく報告書の編集等の委託料ということで52万5,000円ほど、それから2つ目が小山崎遺跡発掘事業における遺構のくい材部材、いわゆる木製品でありますけれども、その追加保存処理23点、64万円、さらには同じく遺跡の関係で大楯遺跡の出土木製品、これにつきましても緊急保存処理ということで15点、88万1,000円、同じく塗膜分析樹種同定について15点、28万3,000円というふうになっております。保存処理技術が高度になっていることから、こうした木製品の出土品について改めて保存処理を行わせていただきたいというふうな内容になっております。

以上です。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 結構旧青山本邸の和だんすの調査とかというのは、これは近年新しく出てきた話なのかなと思っていますけれども、この中であります特に小山崎遺跡関係、これはいつになったらけりがつくというか、一段落つくというか、区切りがつくというか、どうなのでしょう。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えいたします。

小山崎遺跡につきましては、これまで本当に長年調査に時間がかかっているということでありまして、今回2回目の調査指導委員会の委員の旅費、補修等お願いをすることで、今回は最終の報告書の作成に向けて2回目開催をして指導をいただき、12月中には執筆を終えたいというふうに考えております。その後校正等に2カ月程度かかるだろうというふうな見込みのもとに、今年度末には報告書の原稿ができるというふうなことで考えております。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ここ何年かできる、できるというような形で、ずっとこれ小山崎遺跡の報告書の件は来ていたかなという気がするのですけれども、今回で一区切りつくような形、これからまた調査していけばいろんな追加の報告の予定は出てくるかと思うのですけれども、一定の成果が今年度中には完成するという形で間違いなく理解してよろしいでしょうか。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 今委員からお話ありましたように、そのように進める予定であります。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） この小山崎遺跡、非常にやっぱり国内でも重要な年代の遺跡だと私も理解していますし、この報告が後々やはり考古学の分野では重要な資料になるかと思っています。ただ、いかんせん余りにも期間がかかり過ぎているのかなというのがありますし、今後どういう形になるかはまだいろいろあるのでしょうかけれども、高速道路の布設に関して、またいろんな影響が出てこないとも限りませんので、やはりある程度きちんとした形で報告書早いところ出してもらわないと、いろんな町の計画等にも影響するかと思いますので、この辺ぜひこれは大変だと思うのですけれども、委員会のほうハツパかけていただいて、いい報告書できるように、早急にできるようにお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。この項は、これで終わらせてもらいます。

次に移りたいと思います。次に、その前のページ、13ページ、漁港管理費として今回も70万円ほど補助

金負担金として上がっています。これは、地域水産物供給基盤整備事業負担金ということで、吹浦港の突堤の工事の部分だということでお聞きしていますけれども、今回70万円増額になっているわけですが、この辺の工事のふえた内容、この辺のほうを説明お願いいたします。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

今回県の事業であります吹浦西防波堤の延伸工事、これが1,000万円ほど額として増額になったということで、その7%であります70万円を補正をお願いしたというところでございます。現在西第2防波堤の一番先端部分のほう、ケーソン函でいきますと2函ほど現地のほうではできておりますけれども、今回補正をお願いした部分につきましてはコーナー部分の取り付け部分にかかわる部分だということでお聞きしております。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 私もうちを出ますと海を見ながらここに来ることが多々ありまして、防波堤のところの延伸工事、大仙のほうがよく見かけておりましたけれども、この時期補正が出るということは、この時期以降当然工事という形になるかと思うのですけれども、これから秋から冬にかけての工事というのはどの辺まで可能なのでしょうか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今回お願いした補正につきましては、現地のほうはもう既に完了している工事でございます。県の負担の精算という形で、県のほうから請求があった関係で補正をお願いしたというところでございます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ざっくり言えば県からできたら、これだけかかったからと、足りないからよこせという話なのかなと思って今聞いていたのですけれども、でもこれ西突堤、こうやって延伸工事していただくことによって漁業者にとっては非常にいいことなのかなと思ってますので、できればその辺は我々遊佐町の財政のこともありますので、県と密にさせていただいて、前もってわかるような予算にしてもらえればなと思いながら聞いていましたけれども。

この事業でございますけれども、振興計画からいくとやっぱりつくり育てる漁業の振興ということでなっております。先ほど1番委員もご質問の中にもありました豊かな海づくり推進大会、こういうのを含めてやはり今遊佐町今後のことを考えれば、つくり育てる漁業というのは重要かと思うのですけれども、この辺漁業者の方々とどのような話になっているのか、わかる範囲で結構でございます。ここで発表できる範囲で結構でございますので、その辺を教えていただければと思います。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

岩ガキの増殖の話……増殖といいますか、要するに育てる関係に関する漁業の話ということでよろしいのかと思いますけれども、先般の一般質問でもお答えしましたとおり岩がきあんしん協議会のほうで現在視察等々を含めていろいろ勉強を進めているところでございます。また、あわせて県のほうでも、まさに今鳥崎沖に岩ガキの漁礁を沈めるという工事を発注して、もう最終段階に入っている状況でございますの



で、それらの状況を確認しながら漁業の皆さんとは誠意話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 鳥崎沖の岩ガキの漁礁というの、これは非常に期待できる事業かなと私思っていますし、今回7号線女鹿集落の工事に伴って地域の方々が非常に努力していただいて、いろんな形で岩ガキがつけるような環境づくりに尽力いただいたということ、これも本当ありがたいことです。やっぱりことし、去年あたりからずっと言われています岩ガキが大幅減ってきているという話もありますので、ぜひこれを機会にいろんな形で海洋資源といいますか、これはイコール観光の資源にもつながりますし、きょうは社長として出席していただいているわけではないので質問は控えさせていただきますけれども、ふらっとのやはり一番の夏の……

（何事が声あり）

5番（赤塚英一君） よろしいでしょうか。夏のやっぱり一番の目玉商品でございますので、我々も県なり国なりにいろんな形で岩ガキが減ってきている、これを何とかしてもらいたいということは関係される方々には伝えてはいますが、これはまだ未確認の話なので、あくまで伝聞の話なのですけれども、先日公式の場で遊佐町の花産物に関する発言が非常に厳しい発言があったという話聞いています。これについては、詳細はまだ私も確認していませんので、ここでうっかり言うときのうの某新聞社の社長のようには頭下げなければならぬかと思っておりますので、詳細は控えさせていただきますけれども、そういうこともありますので、これを機会に県とまた密に行政サイドとして話ししてもらって、つくり育てる漁業をしっかりとやってもらいたいと思います。できれば豊かな海づくりの大会のときには皇室陛下もいらっしゃるといって聞いています。ぜひ町長からは翌年にはおいしいカキをぜひ陛下に食べていただきたいということも訴えてもらいたいと思うのですけれども、そういう機会があるかどうか、ちょっと町長にまず一言お願いします。

委員長（那須良太君） 時田町長。

町長（時田博機君） 平成28年度の豊かな海づくり大会は、まさに庄内にとっては豊かな海、そしてきれいな水、そして美しい山も山形県全てをやっぱりアピールできる素晴らしい場だとは思っています。酒田が開幕式典ということで、それは大変おめでたいことですが、うちの町でも何とか官民事業を開催していただけないかという形で何回か県に、庄内支庁に今お願いしているところでありますので、実行委員会と組織になりましたので、またお願いをしていこうかと思っています。陛下に生もの、生ガキというのは果たしてそれがその時期に、それから秋の時期でありますので、多分9月過ぎれば岩ガキの時期は終わってしまうのですけれども、それが献上品として出せよという、夏に献上品としてという声がかかれば、それは大いに検討しなければならないのでしようけれども、豊かな海づくり大会の秋の時期にはなかなか岩ガキといううちの町の条件的には難しいのかなと。ただ、ぜひとも皇室の方、実は台風10号……台風日本列島縦断した8月の10日から3日間ぐらい遊佐町においでいただける予定でありました。遊楽里に3泊の予定でありましたけれども、残念ながら台風、大雨等の被害で我が町においでになれませんでした。そのときにはきっと食べていただけたのであろうかと、そのような思いをしているところであります。秋篠宮殿下は、遊佐町の遊水フォーラムでおいでになった遊佐町をぜひとも子供たちには紹介したいと、そし

て牛渡川の遊水もそうです。釜磯の遊水とか、杉沢比山の子供たちの練習の様子、それからハッチョウトンボの白井のほうの様子も見たいというお話ありましたけれども、残念ながら今回は天候の関係で実現できませんでしたけれども、できれば夏のすばらしい時期に遊佐の自然を存分に味わっていただきたいと、このように思っています。

委員長（那須良太君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からもつくり育てる漁業というお話が出てまいりましたので、県の水産試験場のほうの関係で役員をさせていただいているという関係もございますので、少しだけお話をさせていただきたいというふうに思います。

今ありましたように岩ガキについては、一般質問でもありましたように、これらを含めて頑張っていかなければならないなと。そういった中でも同じ岩ガキに取り組む姿勢の中でも比較的若い人方の組織が自分たちみずから取り組みを、ナノバブルの関係もそうですが、しっかりやっついこうという機運が出てきているというのは町としても非常に大変ありがたいなと思うところです。育てる漁業という視点では、水産試験場のほうの放流の実績を見てみますと、ことしはアワビについてかなり前年よりも比較して多く放流をとという形にしてございます。漁業関係者の方のお話を伺ったときには、非常に今5番委員おっしゃられたようにして岩ガキ大変な状況の中でアワビ、こちらのほうもしっかりと自分たちで一定の大きさ以上のものを収穫するのだ、採捕するのだというルールを持ちながら、それが比較的生活を支えていただける料としてことしは収穫があったというようなお話を伺っています。また、特殊な事例では何度か申しあげましたように、トラフグですが、の放流、一定のエリアにとどまって、しかもとれたトラフグがかなり市場でも評価されているというようなこともあって、そんななかなか岩ガキの部分についての内海的な要素がないというこの日本海遊佐町の抱える日本海河岸の特性あるわけですけれども、この地域に適するものという形の中でしっかりと研究をしながら、やっぱり育てていく漁業、そしてそれらをしっかり育てながら採捕する段階でも計画的な目標を持ちながらやっていくという視点を若い人方含めてやっぱりやっていくべきだろうなと考えてございます。

町長のほうから関連して豊かな海づくりのお話ございました。今先般許可をいただきまして、会議のほうにも出させていただきましてけれども、1番委員のほうからもお話ございましたが、今決まったのがいわゆる酒田市、鶴岡市の歓迎の主会場と、それから放流等の事業の部分、こういったのが決まったわけですけれども、付随するいろいろな取り組みについてはこれから専門部会3つほど設けて、その中で議論をしながら展開をしていくわけです、町長からも私からもぜひ遊佐での取り組みもお願いをいたしたいという要望は県のほうに上げてございますので、これからの協議に期待をいたしたいというふうに思っているところでございます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひやはり来たときでなくても、翌年でも、やっぱり陛下にでも食べていただけるという状況があれば、これはニュースバリューとしては最高だと思います。先日知事が見えられたとき、やはり食事されたということで、それもやっぱりニュースとして取り上げられるものでございました。やはりそうやって取り上げてもらうことで知ってもらう。それが結果としてやっぱり来町していただければ消費してもらおうというところにつながると思いますので、ぜひこの辺頑張ってもらいたいと。今副

町長おっしゃっていました。若い漁業者の方々、やる気ある方々たくさんいるという話です。その方たちをぜひバックアップしていただいて、遊佐町の特に夏の資源であります岩ガキや、やはり観光での食というものは重要でございますので、そういうのを含めながらいい形でお願いできればと願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（那須良太君） 5番、赤塚英一委員の質疑が終了いたしました。

7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 自分も赤塚委員と同じ委員会なものですから、自分も今の質問された漁業管理費の件について質問したい。でも、二番煎じというのは余りうまくないと、そういうようなこともありますから、余り内容がよくないかもしれません。よろしくお願いします。

今回の70万円補正、当初予算がことしの場合は916万8,000円、当初の予算です。6月に最初の補正があって、そのときは33万円の補正がありました。ここにあるように補正前の額、949万8,000円に今回の70万円が補正になったということであるわけです。それが今はこの特別委員会が承認されて通れば、この款項目は1,019万8,000円という状況になります。赤塚委員も大所高所いろいろこのことについて聞かれましたが、自分自身も吹浦行ったときに、例えばケーソン、どういったあそこの工事が進んでいるのかなということではやはり関心がありますから見ました。今私の眼では新規にケーソンが布設されたのは1個ではないのかなと思いますが、違っていませんか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

先ほど説明しましたのは、産建の常任委員会のほうでも現地のほうを確認していただきましたけれども、あの角を曲がった一番西側に伸びている部分、あそこの1個のケーソンが1個15メートルになってございます。それが2つ設置になって、約30メートルの延長があるということで現地を確認していただいたと記憶しております。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 2つ、15メートル2基、今回は据えつけが今年度終わつたと。これ7個予定していますよね。105メートル。当初この計画の中で105メートルの延伸が完成すると、いわゆるこの工事が完了を見たという状況は、豊かな海づくり大会が平成28年にありますから、それまでにはもうぜひ完成させるべく頑張るといような県の考えでありました。これは予定どおりですか、それとも先に完成が先になりますが、ケーソンのこの工事の場合。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

これ山形県で行っています漁協施設機能強化事業という事業で行っている事業でございますけれども、今の予定では平成28年度で完了するという予定のようでございます。天候等いろんな事情がない限りはこの予定で進むという認識であります。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 赤塚委員も聞いておりましたが、やはりこれからというのは日本海はだんだん、だんだんなぎの状態が少なくなっていく季節に入る。ですから、そういったメイン工事なんかはもう終わ

っておらなければいけない時期なのかなと、そんなふうに思いましたものですから。そこで、あれは工事やったのは、私ちょっといつ行ったのが、記憶に正直自信がないものですから、今現在のところあの港の中に漁港の中にサンドスポットというところがありますよね、砂たまり場。そのために砂がたまる状況をつくるために億の工事費をかけてやったのです。真っすぐ沖のほうに今回105メートル延伸した防波堤が完成した暁に、県としてはどういった状況になるであろうということで捉えていますか。例えばサンドスポットということの状況がもう改善されて、港の中には砂が入らない、そういう状況を想定しているのか、お聞かせください。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えいたします。

今回補正をいただいた最終的に6,000万円の予算の中には、当然吹浦漁港の砂をとる事業も含まれているわけでございます。今回残り75メートルですが、それができた段階では砂がたまらないようにということを目指して事業を行っているわけでございますので、その経過を見ながら県では進めているとは思いますが、最終的には吹浦漁港に砂がたまらない状況をつくることを目標にこの事業を行っているということでございます。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 自分は、希望的な観測なのだけれども、計画としては真っすぐ沖合に105メートル防波堤をつくれる。そのときに今申し上げた自分が希望的な観測だと、やはり流砂の影響があるから、今現在のところ漁港の中のほうにもあのとりの砂がたまる、入る。入るからたまるのです。それを防ぐ。そういった大きな狙いどころが今回の工事にはある、これは私も承知です。もしかなのであれば、いや、いや、それだけではないですよ、その効果は。流砂の影響が105メートル沖合真っすぐに延伸したおかげをもって十六羅漢以北の流砂の状況が全然変わりました。そんな状況なんかであってほしいな。いわゆる岩ガキとか、副町長からも答弁あったような、アワビ、サザエ、それからヒラメ、そういったものの養殖稚魚貝を放流していますよね。そういったものが貝であれば当然海藻を食べるわけです。そういった海辺の環境がまた戻ってくる。そういった状況までであってくればなという希望的な観測を持っています。これは完成してみれば見なければわからない。そういったことなんかは、いろいろと県とのヒアリングの中で県のいろいろの希望的観測の中には出てきませんか。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今回この105メートルという数字については、ある程度県でも当然データを持つての話というふうには考えております。ただし、自然が条件……自然を相手にした事業でございますので、そこは検証しながら県と町と話し合いながら事業を進めていきたいというふうには考えております。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 委員長にも10分くれと言っておりましたので、あともう一つ。ここは14ページ、教育課のほうになります。教育総務費の中で教育研究費の節賃金189万4,000円とあります。これには臨時職員雇上賃金ということで説明がされております。これちょっと教えてください。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回の189万4,000円につきましては、遊佐中学校に特別支援を要する生徒が5月に転入をしたということのために、その生徒の状況からも専任の特別支援教育支援員を増員する必要があるというふうな判断をさせていただいて、1名増員をしております。そのために当初特別支援教育支援員につきましては町内全部で10人でスタートをしております、そのための予算措置を当初でお願いをしておりましたが、今回1名増員をしたことから、年間所要額に不足を生じるために今回補正をお願いすると、そういった内容であります。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 10名体制が11名ということでの特別支援員の体制を持つためにも補正を組まなければいけない。理解できます。この特別支援員をやはり必要とするのだ。この特別支援教育の中において、遊佐町は県下の中でも率先して早く取り組んだ町であります。私は、こういった特別支援教育については幾度か質問をしまいいりました。その中で実際にいろいろ先生方の現場での懸命なご努力やら、もちろんそれには教育委員会の方針があるからがゆえにいろいろ現実的なことが現場でなされているのでしょうけれども、やはり私思うに、もしやっているといったことであれば申しわけないと思っておりますが、特別支援教育コーディネーターという立場の方がおられます。この方々は、大体年間3回か4回ぐらい研修会を行いますよね。私もいろいろ授業参観なんかさせてもらった経緯の中で、この特別支援教育の支援員の方もとても大切な方だ。この方がおられるから担任の先生とか何かも一生懸命に自分の教育の教えを率先してやっていけるのだな、こんなふうに現場で見えていますから、そういうようなことからしたときに、特別教育の支援員の方々の研修は行われておりますか。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今委員ご指摘のとおり、遊佐町は平成19年に特別支援教育が文科省でスタートさせて以来、いろいろな面で先取りとは言いませんけれども、先進的に研究して取り組んできております。特別支援教育支援員の研修会も旅費等の絡みでなかなか当初はできない経緯もあつたのですが、今年度、昨年度と回数は少ないのですけれども、いろいろご配慮しながら進めているところであります。本町に勤務していただいている本当に支援員の方々は優秀ですし、子供たちの、あるいは学習指導の大きな支えになっているなということで感じておりますので、これからも大事にしていきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員。

7番（佐藤智則君） 教育長からもこれからも大事にしたい、私もそう願いますし、やはり特別支援教育の全体的なスキルアップには絶対必要な教育体系がその一つだと私は思うのですよね。ふだんからのそういった研修等々を行うことによって担任の先生やいろんな児童はもちろんのこと、そういった教育の現場で、そういったことが生かされるためには全体のそういった教育現場のスキルアップが当然必要なのだ、こんなふうに思いますので、今後ともなおこの特別支援教育においてもぜひとも力を入れていただいて、子供たちのそれぞれ憲法26条にあるように、それぞれ日本国民のいわゆる憲法の定めによって能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するということであるわけですから、どうぞよろしくこの特別支援教育においても皆さんのご努力がいただけるように、どうぞよろしく願いたい、このように思います。

委員長、終わります。

委員長（那須良太君） 7番、佐藤智則委員の質疑は終了いたしました。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 私からも1つ、2つ質問いたします。

10ページの企画費で、負担金補助及び交付金、定住住宅空き家活用事業補助金の現状というものはどのようなものが、まず伺いたいと思います。

委員長(那須良太君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) お答えをいたします。

昨年度から空き家を活用した定住促進施策に取り組んでおります。年間3棟空き家をお借りをし、町で整備をし、そして所有者から10年間の賃貸借を受けて、そして移住希望者に10年間貸し出すという制度でございます。昨年度は下当に1棟、第1号下当住宅の整備を図り、そして速やかに11月になりましたが、町外から4人のご家族の移住に結びつきました。今年度は、1棟整備をし、8人ご家族、6人のお子さん、ご夫婦と8人のご家族の移住の実績がございます。丸子の集落に整備を図ったものであります。年間3棟の予算を当初予算でいただいておりますので、もう2棟頑張らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

委員長(那須良太君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 去年から始めて、去年まず空き家を借りて整備して、普通に貸し出せるようになったのは下当だけだったのですか、去年は。ことしは空き家として整備して貸し出したのが丸子だけということで、ということは今までまず2棟整備して、それなりに入ってもらっているということなわけですよね。なかなかいいところに狙いをつけたなと思います。普通は今までだったら空き家はただ空き家で、そのままにしておく。誰も住まない。住んでもいない空き家をただそのままにしておくというだけのものだったものを水回りが主ではないかと思うのですよね。多分修理というか、直しているのも。台所、トイレ、風呂場、この辺が一番多く直されているのではないかと思います。そういう形でもって町外から入っていただいているということは非常にもう従来にない発想に基づいた住居の提供の仕方ということで、ことしもう一つはではどこに整備をなされているのでしょうか。それを伺います。

委員長(那須良太君) 池田企画課長。

企画課長(池田与四也君) 今回の補正にかかわるご質問かと思いますが、480万6,000円の増額の補正を計上をさせていただきました。350万円でリフォームするということで、掛けるの3棟、1,050万円の当初予算をいただいております。そして、先ほど説明しましたとおり1棟実現を図ったわけでありまして。残りもう2棟。その残りの予算で実は今回のこの480万6,000円の経費で広野に多機能住宅という一時ショートステイ可能なお試し住宅を整備させていただきました、既決予算で。この計上予算につきましては、その分を充填するというものでございます。当初の計画にはなかったのですが、住宅の機能性、構造的から、まず第1点、一般の10年賃貸住宅に貸し出すよりはそのような使い勝手のほうがよろしいのかなということが1点ございましたし、ここ半年間の間、お試し住宅ないのという需要が結構出てきました。生協との関係で援農事業においていただいている方とか、あるいは東日本大震災の被災者で県内に仮の居住をされている方、今後定住地を探し歩いている方がおられたり、山形県内を移住先、定住先として空き家を見て回っている方、1日あるいは最大でこれから予約ある方は1週間というような形でショートステイを希望する方がおられるのです。こういう事例が他自治体でもこういった取り組みが見られましたので、速やか

にその方向に転換を図ったというか、そういう制度を立ち上げて、要項を整備させていただいて、先ほど申し上げたとおり既決予算で対応させていただいたというものでございます。

委員長（那須良太君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） まだ3棟目とか、今3棟目、4棟目を改築しているというふうな状況なようですけれども、今のところ非常に順調に住み着く人も出てきているようなので、非常に効果的な対策ではないかと思えます。そういう意味でこれからもこの形でもってぜひこれ頑張っていたきたいなと思えます。人口が減って限界集落だとか、そういう形でもってなかなか大変な状況になっている集落もございまして、そういう状況において1軒でも2軒でも住んでいただければよろしいのではないかなと思えますので、町長にもこの辺よろしく願いいたします。

その次ですけれども、14ページの消防費ですけれども、防火水槽の工事費で70万円ほど上がっているようですけれども、そしてまたそのすぐ下に防災行政無線が248万円くらい上がっているようです。現在町内の防火対策として、防火水槽の設置状況、それから個数といいますか、防火水槽の数というのは現在十分間に合っているような状況になっているのでしょうかということと、防災行政無線というのは最近住宅の気密性も大分よくなりまして、外部の音が家の中になかなか聞こえにくいということもかなりあるようでございます。これ防災行政無線はあくまでも外にいた場合は非常によく聞こえるわけですけれども、家の中にいるときはなかなか聞こえにくいというふうな欠点といたしたら何ですけれども、その辺もちょっとあるのですけれども、外にいる場合として町内で随分聞こえにくいとか聞き取りにくいとか、そういう地域がまだあるのかどうか、そこを伺いたいと思えます。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

まず、今回の補正の内容からということでありまして、工事請負費70万円ということで、年度当初の予算によれば今回今年度については防火水槽3基を予定しておったところでありますけれども、年度初め早々に予定したところではないところが1つ水漏れがあるというようなことで、早急にまず対応しなければならぬと、こういうことがありまして、緊急対応した分があったわけでありまして、その分が70万円ほどの経費がかかったということでありまして、年度計画であります防火水槽3基分の予算まず確保しておかなければならないということで、補填をさせていただいた分が今回の70万円の中身でございます。

それで、その下の工事請負費、これが248万円ということでございますけれども、これは内容が3つございまして、茂り松の防災行政無線がどうも雑音が入るというようなことで、それはちょっと原因が明確にはなっていない部分もあるのですけれども、どうも自動車の雑音を拾うのではないかなというようなこともあって、現在建っている場所から少し違う地域の区長さんともお話をさせていただきながら、ちょっと場所を動かすというようなことでまず対応したいということでの移設工事が50万円、それから西部工業団地内のモーターサイレンが14年経過したというようなことで、これの交換ということで120万円、それから防災行政無線整備している状況でありますけれども、中には消防団のホースをここに掛けて乾燥するような形での利用しているところもございまして。それは、いわばなかなかホースを乾かすところがないというようなところの中で、この防災行政無線を利用しながら、そこに掛けて乾燥させると、こういうことだ

ったわけですが、これまでそういうものが欲しいというようなことで要望を受けておったところを3カ所予定をして、トータルで78万円というようなことで、合わせて248万円の工事費を見込んだところでもあります。

そして、防火水槽の数ということでもありますけれども、町内で昨年度末につきましては236カ所というようなこと、消火栓は224カ所というようなことで防火体制としておるわけですが、まだまだやっぱり必要だというふうにして思われます。そして、防火水槽今1つ建てるとしてもかなりの額があるということで、全部一回でこの整備をするというようなことがなかなかできませんで、年間2ないし3つを予定をしながら整備を今進めている最中でございます。なかなか水利関係が十分でないところ、あるいは要望のあるところ何かを見ながら集落との協議をしながら整備をしてきているという状況でございます。

それから、防災行政無線の聞こえにくいお話ということで、これも議会で何度か取り上げられた課題でございます。昨年度新設ということで7基ですが、合わせて町内で52基になろうかと思っておりますが、防災行政無線という形ではかなり箇所数もふやして整備をしてきたところでもありますけれども、まだまだやっぱり中にいると聞こえないという話をお伺いするわけでもあります。外にいればわかるということでありますけれども、それから風向きの状況から等々も含めて聞こえないという話をいただくわけですが、そういう中でうちの中でいわゆる情報伝達の手段が何件かというか、何種類か今挙げられておまして、それを一旦整理をしまして、どの手法がいいのかということで今防災の担当と作業をして、早目にその部分を一長一短あります。経費の問題から含めて一長一短ありますので、今その準備をしているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 防火水槽については、これなかなか完璧に水槽を設けるといのは大変なことだと思います。実際火事が起きる場合、どこから火が出るかわからないわけだし、場合によっては川から水くんだり、ホースつないでくんだり、消火栓の部分もそうですけれども、いろんな臨機応変にやっぱり対応すると、消防団の皆さん方から頑張ってもらって、そういう形を取らざるを得ないのかなと思いますけれども、二、三個ということですが、できる限り設置していただきたいなと思います。

それから、防災行政無線ですが、最近の住宅、気密性がよくなって、外の音が聞こえないというところもあるわけですが、外にいても聞こえない場所というのは今でもあるのでしょうか、町内で。つまり風向きによっても違うということは無論そうですけれども、無風状態だとして、外にいても聞こえないような場所って今現在あるのでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 先ほど申しましたとおり防災行政無線、現在町の中で52基ほど整備をしていますから、おおよそのところはフォローできているのかなというふうにして思います。ただ、個別に見て、どうしても聞こえづらいというようなところひょっとしたあるかもしれません。そこはまた確認をしながらということにはなるとは思いますけれども、余り重なってくると音が二重にというか、聞こえてきて、かえって雑音もなってしまうというようなこともあって、むやみやたらに密に設定もできないということもありまして、その辺も見ながら整備をしてきたということでもございます。

委員長（那須良太君） 10番、斎藤弥志夫委員。



10番(斎藤弥志夫君) これは、防災行政無線の場合はあくまでも通常であれば外にいる人に知らせるための伝達方法だと思います。うちの中にいる場合については、余り当てにならないと、はっきり言えば。防災行政無線の場合は、どっちかといえばそういう状況ではないかと思うのです。ですから、今課長言っていましたけれども、家の中についての伝達方法というものについてもいろいろあるけれども、複数あるけれども、今検討しているところだということですから、私もその内容についてはよく知りませんけれども、その辺十分検討していただいて、家の中にも役場の伝達情報が伝わってくるような、そういうシステムをできるだけ早急につくり上げていただきたいなと思いますので、その辺ひとつよろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

委員長(那須良太君) 10番、斎藤弥志夫委員の質疑が終了いたしました。

3番、高橋透委員。

3番(高橋透君) 一般会計補正の8ページ、財産収入ですけれども、土地建物貸付収入の48万6,000円についてちょっとお尋ねします。

委員長(那須良太君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原聡君) この財産収入48万6,000円につきましては、旧吹浦小学校跡地に建設、4月からオープンをいたしました福祉施設に shades の借地料を町のほうに納めていただく経費今年度分でございます。

委員長(那須良太君) 3番、高橋透委員。

3番(高橋透君) これは、前の議会のときも私ちょっと質問いたしました。なかなか自治体の場合、自分の所有地から収入を上げるということにちょっと後ろめたさを持っているのか、なかなか自治体では収入を上げないという余り賃料を課さないというような、そういう流れが各自治体でありますけれども、今回遊佐町の場合も対象が福祉の公共施設ということで、本来であれば既設の施設では賃料はいただけないと、今回は新たに賃料をいただいたということでは、これは画期的なことではないかなというふうに思いますが、この48万6,000円に至った概算というが、その辺のところを少し説明していただきたい。

委員長(那須良太君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原聡君) 48万6,000円のいわば契約内容という形になるのかと思いますけれども、まず面積ですけれども、これは敷地内の立ち会いをさせていただきまして、境界をまず定めさせていただきまして、ここまでが shades の施設で利用する敷地であろうというようなことでの境界立ち会いをさせていただきまして、測量作業もさせていただきました。その結果、5,322.19平米であると、こうすることで敷地の境界を定めて面積が確定をしたということになります。そして、次に通常借地料の基準となります評価をどうするかということになるわけですが、この評価については今までは学校敷地というようなこともありまして、民有地の中に回在をしておいた場合であっても学校敷地というようなことでもありましたので、評価についてはゼロと、いわゆる税の評価はないと、公共用の建物の敷地というようなことで利用しておいたということでの評価がなかったということでありましたので、売買のときにいわゆる民間からの買い上げのときに鑑定を入れまして鑑定評価をもとにさせていただいたところであります。それが平米当たり4,600円でありました。そして、先ほどの面積を掛け合わせて、鑑定評価を掛け合わせて100分

の4という条例上の基準がございますので、それを掛け合わせてトータルの借地料が確定をするわけでありませけれども、減額規定がございます、公共用のと言いますか、そういう利用を考え合わせるときに公益性を考え合わせるときに、2分の1の減額が可能であるということもございましたので、2分の1の減額をさせていただいて、結果計算をさせてもらったのが48万6,000円と、こういう中身でございます。あと、契約期間につきましては30年という形にさせていただいております。

委員長(那須良太君) 3番、高橋透委員。

3番(高橋透君) これは、たしか一部買収した部分があると思いますが、これは確認ですけれども、買収した面積はどのくらいで、幾らの費用がかかったのか、ちょっと確認いたします。

委員長(那須良太君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原聡君) 決算が随分前に済んでおりました数字ですので、ちょっと手元にはないのですが、概算で600万円ぐらいの取得費がかかったというふうにして記憶してございます。民間の信成合資のほうから取得をした買い取り価格と、こういうことになります。

委員長(那須良太君) 3番、高橋透委員。

3番(高橋透君) 自治体の場合は、主に収入というのは国からの交付税あるいは地元の税金、税収というような収入しかないわけですが、これからはやはり自治体も積極的に例えば公有地の場合、収入をどうしても例えば公有地、町有地の場合でも安く売って、買うときは高く買うというような、採算的には普通の商業活動ではあり得ないことを今までしてきたわけですが、やはりそういう土地からも町でも税収以外に収入を得ていくというやはり考え方もこれからは必要ではないかと思っておりますので、その辺今回は公共施設で、これからもっと福祉施設は必要であろうということはもう予測されているわけなので、そのまま規定のとおり計算した賃料ということで契約をしたということで了解いたしました。

それでは、次11ページの民生費ですけれども、積立金の福祉基金積立金の200万円、これについてちょっと説明していただきたいと思っております。

委員長(那須良太君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原聡君) これは、平成25年度昨年度の末に株式会社菅与さんのほうから200万円の寄附をいただいております。年度末ということで、本来であればその段階で専決処分というような形で処理をすればよかったのですが、それをしないで寄附金につきましては繰越金のほうに持ち越して、繰越金の中にその200万円も含まれながら平成25年度の決算を行ったということでございました。それで、ただ寄附いただいたときにその寄附者のご希望によりますと福祉分野での活用をお願いをしたいというようなところが寄附の中身でございました。趣旨でございましたので、今回その決算が固まりましたので、そのうちの200万円を財源とさせていただいて、福祉基金のほうにまずは積み立てをさせていただきたいということでの計上でございます。

委員長(那須良太君) 3番、高橋透委員。

3番(高橋透君) 今回12月には国でも消費税率10%に上げるかどうかという判断がありますが、10年後に団塊の世代の方たちが対象になると社会保障費が全然足りないというような状況の中で、やはり地方自治体、町としても積立金をしながらその準備をしていくという意味では、これは意義があるのかなというふうに思います。今課長、株式会社菅与というふうな社名お出しになりましたが、この会社はどのよう

な会社であるのか、その辺のところを教えてください。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 寄附をいただく段階でどういう会社かというようなところまでは、例えば経営状況だとか職種だとか、そういうところまで寄附採納の中に明記をするというようなことではなくて、会社名と代表者名程度のもので寄附採納を行うということでありまして。そういう状況で寄附をいただいたということでございます。

委員長（那須良太君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） それ以上個別の会社の内容はちょっと説明はできないということでありまして。

それでは、あと先ほど質問ありましたが、防災無線に関しては私いつも質問しているわけですが、うちのほうのデジタル化していただいた防災の無線、この間ちょっと調子が悪くて、音が割れるということでお話しして、現在は直っているというか、もとに戻ったみたいですが、やはり先ほど課長が話していたみたいに余りいろんなものが近づいて邪魔し合っていて、いろんなデジタルであつてもいろんな障害が出てくるのかなというふうに私もちょっと思いましたけれども、現在家の中に聞こえないというような問題、検討中という先ほどの質問でしたが、テレビのニュースだったと思いますが、何か昔我々携帯電話が普及する前にはポケベルというのを腰につけていました。ポケベル、ピーピーピーというので、連絡してほしいというときに使ったポケベルですけれども、そのポケベルの電波を利用して、それで例えば老人家庭、そういうところにそれを貸与して連絡、伝達手段にしているという、それでなかなか効果を上げているというニュースをちょっと聞いたのですが、その辺のところ課長、情報など入っていましたでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） ポケベルという部分については、情報としては確認をしてございません。地域防災計画の中で各地域へ回らせていただいたときに、やっぱりエリアメールだとかラジオだとかインターネットあるいは区長にメールを送るだとか、さまざまの手法がやっぱり出されておりまして、それをちょっと一覧でまとめながら経費と効果を少しチェックをしながら、どれがいいのかということでの検討をしていきたいと思っております。また、個別に例えば専用機器を設けてされている地域もあるようでありまして、経費との兼ね合いもございましてけれども、そういうものをおおよそ一覧にまとめながら、長短とそれから経費を比較しながら、どの手法がいいだろうかというようなことを検討していきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） 最近毎日のように悪天候によっていろいろな大雨特別警報とか、それから土砂災害の警報が各地で出ております。やはり遊佐町でもいつそういう災害が発生することになるかちょっとわかりません。先日国のほうで津波の情報とかいろいろ出てきましたが、県の見解とは、ちょっと違うので、自治体としてもかなり戸惑うところで、遊佐町としてはハザードマップ等いろいろと整備はしてきていますが、また若干整備し直さなければならないというような形になっていると思います。例えばうちのほう、県の発表では鳥崎地区12.3メートルの庄内で一番の高波、津波が押し寄せるという話でしたが、今回は20センチまた上がって12.5というような形になって、それはそんなに変わらないですが、津波の到達時間がもう格段に短くなってしまったと。11分くらいでもう到達してしまうという中で、やはりいろいろ町でも

努力してきて準備してきたわけですが、まずまた新たに国の指針にのっとなって、またハザードマップなども準備していかななくてはならないのかなというふうに思いますので、その辺のところをちょっとお話お聞きしたいと思います。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

今回国のほうで8月のマスコミ会見は26でしたか、出されたわけではありますが、庄内沿岸だけではなく、日本海沿いずっとあるわけですが、遊佐町の沿岸16キロの中で最大の沿岸の津波高は12.5でありますよ。それから、今回初めて出された考え方ですが、平地の部分では9.3ですか、という最大の津波高になりますという形であったわけです。ただ、これがどのポイントになるのかということについては、この一、二カ月後に国から県に出される詳細な50メートルメッシュのデータを見てみないとそのポイントはなかなかわからないと、こういう状況であるわけです。しかしながら、高くなるということが出てきているということの中で、これまで津波避難ということについては地域の方々と第一義的には20メートル以上の避難場所に上って逃げましょうというようなことで各集落での相談も含めてやってきたわけでありまして、その基本方向は変わらないというふうにして思いますが、ただ浸水区域あるいは浸水深といったシミュレーションについては県が国からいただく詳細なデータをもとに作業を始めても来年度、27年度いっぱいかかるということになりますから、実は津波のハザードマップについては27年度予定をしておいたものを今年度早めてできないだろうかということまで係のほうでは検討をしておいたところなのですが、これをやるということになれば、当然現在のデータでしかラインは落とせないということになりますから、少し待つのか、その辺は直近の一番新しいデータをやっぱり入れていくのがいいのではないかと、この考え方もありますし、訓練的には20メートル以上のものに避難をしていくということは前提に置きながらも、マップについてはそういう形で新しい情報を載せるべきではないかという考え方で今考えているところです。

委員長（那須良太君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） とりあえず災害はいつ来るかわからないので、その情報がおりてくるまでは現在のある情報で我々も行動しなければいけないというようなことになるわけですね、現実。自助という言葉がありますので、自分の命は自分で守るというようなことを基本にやっていくわけですが、町のほうも公助ということで町民の生命、財産を守るためにこれからも大変でしょうけれども、迅速に努力していただきたいと思います。

私の質問は終わります。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 今般の広島での土砂災害を受けて、県のほうではちょうど10日でしたか、11日でしたか、緊急に土砂災害の関連での担当者の集まりを県サイドで集めておまして、早急に地域に対して危険な区域の周知を行いなさいと、こういうことで今入っております。そういう意味からすれば、ホームページあるいは広報等になりますが、そういうところの中で危険区域を周知をするという形で今取り組む予定でございます。

委員長（那須良太君） これで3番、高橋透委員の質疑が終了いたしました。

6 番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） 少し時間をいただけるということでしたので、2つほど教育課のほうにお願いしたいと思います。

中学校費の中の施設整備工事費65万円計上されております。内容についてご説明願います。

（何事か声あり）

6 番（阿部満吉君） ごめん。違いました。教育費のほうです。通学対策費のほうです。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 通学対策費の工事請負費65万円でありますけれども、これにつきましては高瀬地区畑部落のバス待合所の設置工事であります。具体的には、プレハブ造の1.5坪を予定しております。これにつきましては、今年度の町政座談会で集落から要望があったということで、小学校、中学校あるいは幼稚園も利用するというので、今後も児童生徒が継続していることも確認できましたので、設置をさせていただきたいというふうなことであります。

委員長（那須良太君） 6 番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） ことしのいわゆる町政座談会の中で要望があったということでした。ほかにいわゆるバス待合所という関係からいくと、特に部活を終わってからの体育館の前あたり、子供たち天気の悪い中待っているのを見たりするものですから、その辺のほかのいわゆる停留所というのですか、要望とか、その辺のことを見ているのか。それから、1度私、前にJAのスタンドの前の話をしましたけれども、そこは私有地ばかりですので、コースを変えながらも、いわゆるそういうこれから気冬に向かって大変な天気になるわけですので、その辺手当ての方考えていないかどうかお聞きしたいなというふうに思っております。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 確かに生涯学習センターのところ、JAのガソリンスタンドのところ、あそこで待っている中学生が多数おりますので、天気の悪いときには確かに多少かわいそうだなというふうな思いもありますけれども、町なかであって建物にも囲まれているようなところでもありますので、多少の我慢というふうなことではお願いをしているわけでありまして、現在のところそこについての整備については今のところは予定をしていないということと考えております。

委員長（那須良太君） 6 番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） 建物の脇とか住宅街だから少し我慢してよという話ですけども、なかなか雨よけのひさしがあるというわけでもないですし、思い切ってコースを変えて体育館のほうにとか、部活の帰りですので、その辺のことも考えていただければと思います。あそこ通るたび心苦しいというか、胸が痛くなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、小学校費です。今度は間違いありません。工事請負費100万円について計上がございました。

内容についてお願いいたします。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

小学校費の工事請負費100万円につきましては、遊佐小学校にプレハブの物置を1棟設置をしたいとい

うことであります。面積が約16.5平米であります。これにつきましては、バスの回転場所となっておりますところについて今年度駐車場の舗装工事を実施いたしました。それを実施するに当たって、この物置がその一角にあったものですから、やはり老朽化をしていて、移転というふうなことではちょっとやっぱり対応できないというふうなことで、解体をして舗装工事をさせていただいたところです。そのために改めて物置1棟を設置をしたいということでのお願いであります。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 新しく物置を改築いただく予定だということでございます。大変ありがたいと思っておりますけれども、いわゆるバスの回転場というか、あれはたしか当初予算だったと思います。あのバスの回転場と一緒に外構工事として職員室の前もたしか当初予算には入ってはいはずです。そういうふうに私は3月の議会のときには理解しておりました。その後あそこしか舗装ができないというようなお話を聞いて、整備されたわけですが、その辺はいわゆる資材の高騰であるとか、その辺の理由、それこそ先ほどあったように積算根拠の甘さだったのか、その辺の内容を来年の決算までいるかどうか私もわかりませんので、ここでちょっとお伺いしながらほかの参考にしたと思うのですけれども、その辺いわゆる計画変更して駐車場だけになったという理由について、もしちょっと事前にお話ししていないので、資料ないかもしれませんが、記憶の範囲でお願いできれば。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 遊佐小学校の校地整備につきましては、実施設計を昨年度行ったわけでありまして、その実施設計の段階で現在のプールの北側を中心に施行するというふうな内容での設計であったというふうなことであります。予算の確保上は裏側のほう全部できればいいというふうにも思っておったわけですが、実施設計の段階で工事費がそこでいっぱいになるというふうなことでありますので、今回は駐車場部分、バス回転場の部分のみというふうなことになるということになります。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 当初予算ではやはり別のというか、職員室前もあつたように私は記憶しておったのです。あそこも小間切れ、小間切れで整備されておまして、2年前くらいですか、体育館前舗装になりまして、あとはバスの運転手さんとか除雪の方々から特にバスの回転場のあたりは早く舗装してくれというふうにも言われておりました。それで、やっとなそこはできて、優先的にやってもらってよかったのですけれども、ある程度年数も小学校の場合も年数たちましたので、そろそろでかしてもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

委員長（那須良太君） 6番、阿部満吉委員の質疑は終了いたしました。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 私のほうから14ページ、先ほど斎藤10番委員からも質問ありまして、防火水槽については説明わかりました。

最近うちの地区のほうで火災がありました。そのときに水利が悪かったのです。総務課長もそれは重々承知のことだと思いますけれども、つまり防火水槽がその集落にはあるのだけれども、10分もたないほどの水しかたまっていない。つまり小さい。防火水槽が小さい。放水したら10分もたないうちに火弱まら

ないうちになくなったのです。それで、そこに水路から水をとると、それから消火栓もあるのです。消火栓も、その管網の設計の部分で1回下へ下がってから上に上がるものだから、水圧が低い、そこは。だから、ホースでも届かないのです。水圧低いから。そして、では河川から水をとりようかと思ったら、水路もこれだけしかない。これはもうだめだと思ったけれども、風もなかったからそこだけで済んだと。

(「いや、水路はあれ違った。とまった」の声あり)

9 番(土門治明君) 水路も栓あけてもこれだけしかなくて……

(「水路から水流れていない」の声あり)

9 番(土門治明君) あのときとまったっけか。

(「ああ」の声あり)

9 番(土門治明君) あのときとまったな。

(「30分はじいた後、あの水路使っていない……」の声あり)

9 番(土門治明君) わかりました。まず水路も狭いのです、普通の水路より。流しても役に立たないような水路でした。町長もまず一応質問しているんだし。

委員長(那須良太君) 委員長の許可を得て答弁してください。

9 番(土門治明君) いやいや、腰を折るものだから。

(「町長に合わせれよ」の声あり)

9 番(土門治明君) まず、そういう状況の地区があったのです。ほかにもそういうところはあると思うのですけれども、やはりどこか改良していかなければならないのではないかということで、実は脇に大きな川あるのです。ちょっとそこを……酒田の川で、日向川というのですけれども、そこから引っ張って飛ばして消したそうです。酒田の川から引っ張って。それで、その集落からはそこまでポンプとか運ぶ道が昔あったのだけれども、今なくなった。それで、その少し対策としてはやっぱりそれしかないから、そのところに運ぶのに迅速にできるような配慮というのは、つまり少しちょっと道つけてもらわれないかという要望があったのです。あったの。それで、私もいろいろ相談して、河川のことだから、これは庄内支庁だろうということで、庄内支庁を呼んで、ここに道つけられて。でも、役場で頼んでないのに何でおまえのこと聞かねばならないということだったのです。それで、ちょっと私も忙しかったもので、課長へちょっとこれ報告していなかったものでこの場になったのですけれども、ぜひとも遊佐町役場のほうからもその点について庄内支庁のほうに、県のほうに少ししてもらえればありがたいなと思っています。少しちょっと金づちで打ったから、こっちのほうからも押してもらえればありがたいと思います。

委員長(那須良太君) 時田町長。

町長(時田博機君) 当日私は、火事現場に駆けつけた。そして、長くいました、消えるまで。事実と全く違う話を議場でなされているということを非常に感じましたので。消火栓、四つ興野の集落には1個あるのですけれども、30分ははじいていたのです。10分で水がなくなったわけではない。

それからもう一つ、水路ちっちゃいのあったけれども、そのときは土地改良区が取水口の工事していて、冬期間水をためていたことによって水がないために水利がないという状態が起きてしまった。あの水路はちっちゃいけれども、ひねればかなりの水は出るという、そんな地域であったと思っています。

第3点目、道路を日向川まで通って河畔のポンプに行くよりも、積雪が多くて、道路を行って消防団が

河畔のポンプをそこから中継でつないで放水したのではなくて、雪の上をこいで消防団は日向川までつないでもらって、そして吸管、途中で中継でもしていただいて水をはじいていただいた。そして、1軒だけで類焼を防いでいただいたということでもありますので、10分で空になったということはまず全く事実と異なりますし、それから水路から水はじいた、ちっちゃかったということも、そこはたまたまことしだけ水が工事のためとまっていた不幸なときに事故があって、水路の水は全く使えなかった。道路ないところを消防団は電気をつけて、河畔のポンプを日向川の河原まで行って、雪の中を消火作業のために本当に消防団長以下消防団の皆さんが頑張ってくれたということ大変ありがたいと思っています。

事実に基づいたご指摘ならばお答えのしようもあるのですが、私は現場にいて事実しっかり消えるまで見ていますので、それが行かない……土門さん、行きましたか、議員が。議員として、現場に。人からお話を聞いたから私の質問をやっていただいて、事実に基づかない質問がこの場に出るということは、その後の対応策についての要望等は、それはそれぞれの原課に監査委員という立場でご指導いただければいいのかなと思っています。

以上であります。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 10分というのは、その住民から聞いたお話でした。時計の見方もさまざま人それぞれですので、どちらが事実かというのは、それはもう今となってはどっちが本当かちょっと判断できません。10分というのはオーバーで、20分だったかもわからない。ただ、一応10分と聞いたものですから、私はそう言ったまで。それで、過ぎたことです、それ。町長、それは過ぎたことです。これからではこのところ、次また起きたらどうするかという心配をしているわけなのです。もう一回起きたら。だから、そのところの対策は、防火水槽もちよっとはかってみたら小さかった。あそこ私も巻き尺持って行ってはかりました。確かに何かほかの集落よりも小さいのです。水路がやっぱり水流れたとしても、あの水路ではちょっとだなと思って、それで私がお願いしたのはやっぱり日向川から水を引くと。雪の上を行ったというけれども、今度草をぼんぼんと植わったところなら行かれないから、夏だと。だから、少しそのところを整備してくれないかという話を私はされたので、町長のほうに申し上げているわけです。私もまるっきりでたらめな話ししているわけではないのです。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

事実の部分については、また後ほどということでさせていただきたいと思いますが、今お話ありました部分については、別途集落とも協議をさせていただいております。そして、まずより有利な、あるいは確実な水利確保というようなことで少しどういうやり方がいいだろうかということでの相談もさせていただいておりますし、それにかかわる河川の部分の庄内総合支庁との打ち合わせも少しさせていただきながら今進めている最中でございます。年度計画、先ほど防火水槽の設置の話がありましたが、それとあわせて実施できるように今計画をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 検討しているということで、よろしくお願ひいたします。

それから、何か当初の話では今の部分の下流のほうに防火用の水、川からとる施設を少し予定していた



のですけれども、今回のこの工事費の中にどこの項目に入っているのですか。ちょっとよくわからなかったもので、概要説明聞いていても出てこなかったもので、9月に入っているはずなのですが、どこに入っているのでしょうか。

委員長（那須良太君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 先ほど質問いただきましたとおり、防火水槽の設置工事費70万円、今回補正をさせていただきましたけれども、この工事費の中で実は見ておったといいますが、想定をしておった部分もあります。それで、その中には先ほど防火水槽3基分ということでもありましたけれども、それ以外にも予定していた部分もございましたので、ここでもその中で予定したいと思っておりましたが、緊急対応ということで防火水槽の水漏れがあった部分を最初にまず年度当初に取りかからなければならなかったということがありましたので、その部分を補填させていただけば、当初ご相談をいただいた部分や、あるいは防火水槽の3基分も対応できると、こういう計画でございました。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 了解しました。よろしくお願いたします。防火用の水槽、それから設備については、本当に住民の安全というのは一番大事なことです。その住民もそういうものができれば不安が解消するのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

では、次の方が控えておりますので、私はここで終わります。

委員長（那須良太君） 9番、土門治明委員の質疑をこれで終了いたしました。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） ご指名でありますので、私から質問させていただきます。

一般会計補正予算のほうの県の支出金、教育費県補助金に米粉利用推進事業費補助金4万円の減額とありますけれども、この内訳を、この事業といいますが、ご説明お願いします。

（何事か声あり）

2番（高橋久一君） 7ページ。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

4万円の減額でありますけれども、要項が今年度変わりました。昨年度まで10分の10補助であったのが今年度2分の1補助になったというふうなことで、補助金の減額がされたということでの補正になります。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） そうしますと、15ページにある2万円の負担金補助及び交付金の米粉利用推進差額負担金という2万円がその2分の1に減額になったという補正になるわけですね。いかがでしょう。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 15ページ、米粉利用推進の関係ですけれども、これにつきましては当初予算で12万5,000円ほど見込んでおりましたけれども、2万円の増額ということになります。これも先ほど言いましたように要項が変わりました。25年度は年間6回以内ということでありましたが、補助額が2分の1になったのですけれども、今年度の実施回数は年間10回以内というふうに変っております。こういった関係で、事業費につきましては逆にふえたということでの補正のお願いであります。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） これ余り聞きなれない言葉だったのでお伺いしたいのです。先ほど初めにお聞きしたのですけれども、この米粉の利用推進という事業ですが、米粉の利用なのだと思うのですけれども、どのようなことをうたっているのか、内容についてご説明願えませんか。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 具体的な内容につきましては、主食用として米粉のパンあるいは米粉の麺、そういったものの利用に関する補助金並びに事業費になります。副食としましては、おかずあるいはデザート、こういったものに米粉を使うというふうなことでの事業費となっております。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） お米ということでもとて興味持ったのですけれども、実は庄内みどりの管内でもお米の場合は放射能検査をやってから刈り取りをなささいというような通達が出ております。これは、東日本大震災における福島県原発事故の影響でありまして、3年半たった今でもやはり放射能というのは大変広い範囲で影響を及ぼしている、そういう状況が続いております。そこで、教育長にお伺いしたいのですけれども、食育、その観点から見ても遊佐の給食に関しては地産地消で安全なものを提供していると以前もご質問して答弁いただいておりますけれども、今回この米並びに地産地消で利用される作物等ございますけれども、この放射能に関する状況であります。給食に使う食材に対しては、どのように放射能の検知並びに安全なものかというような確認を行われているのか。教育長ではなくて、これ課長でいいです。課長のほうにお伺いしたいと思います。

委員長（那須良太君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

学校給食で使われる食材につきましては、それぞれ学校給食会あるいは地元のJAさん含めて供給をされるわけですが、そういったところにつきましてはルールにのっとって検査をしているというふうなことであります。町内の農家から直接供給をいただいている野菜等もあるわけですが、それにつきましては直接検査をしているというふうな状況にはございません。

委員長（那須良太君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） それでは、今の質問に関連して補足させていただきたいと思っております。

まず、米の出荷についてでございますけれども、きょうの新聞報道にも一部出ていたかと思っておりますけれども、米については県内一斉に検査をして、要するに放射能の不検出を確認された後出荷するという体制になってございますので、もちろん中学校のほうにもそういった米は流れていないという状況でございます。また、その他の農産物につきましても県のほうで随時放射能の関連については検査をして、逐次県のホームページで公表しているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 関連して、例えば遊佐産のパプリカ、これ学校給食会を通して全県的に優先して使用いただいているという、そういう状況にあるわけですが、学校給食会においてもパプリカのみならず、そこを通して県内の各小中学校に配給される食材については独自に検査をしているということもお聞きしておりますので、いろいろの方面で子供たちにそういう被害及ばないように配慮しているという

ことはご理解いただきたいと思います。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） もう一点、教育長のほうにお伺いしたいのですけれども、ただいまは食材について確認したわけですが、そういう全般に対して放射能に対して遊佐町においては教育の面で放射能に関する教育というのは何か行っているのでしょうか。例えば放射能事故が3年半前にありましたよと、こういう事故が起きた場合は放射能が飛び散って食物についたりいろんな場所に放射能が降って、こういう事故が起こる場合がございませよとか、そういう放射能に関する教育というのは行われているものなのでしょうか。そこを1点伺いたいと思います。

委員長（那須良太君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 環境教育につきましては、いろんな視点があるわけですが、幸い県内には原発施設もございませし、30キロ圏内にあるとか20キロ圏内にある、近隣の海をまたいで北海道なんかは青森県の反対側の函館でも原発の再稼働についてはいろいろご議論あるわけですが、直接この辺ではただいまご質問ありました食料、口に入るものについてはいろいろな角度で検査しているということやっておりますけれども、子供たちの教材として今のところ格別取り上げている学校はないはずで。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） もう一点、簡易水道特別会計補正予算のほうの3ページ、維持費でありますけれども、この150万円委託料、施設維持管理委託料とございませけれども、この内容についてお願いします。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

維持費の中の委託費150万円、施設維持管理委託料とございませけれども、これにつきましては平成27年から28年、この2カ年にかけて吹浦と直世の統合を予定しております。吹浦簡易水道と直世簡易水道の統合を予定しておりますけれども、それに先立ち、統合する段階で必要となる当然水量、どのくらいの水が確保できるかというその辺の調査も必要になります。そこで、升川にある現在も使っている井戸なのですが、これが正式なデータが得られていないということから、升川の井戸については揚水試験を行う必要があるということで、2回実施しなければならないということから、30万円掛ける2回の60万円の揚水試験、そのほかには各地でやっぱり今でも漏水が発生しております。そういった漏水の調査、これについて90万円、1回20万円くらいかかりますので、90万円を予定をしまして、それで150万円の要求という形でございませ。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 今のは、そういう揚水試験とか統合に合わせての予算でありますけれども、施設そのものの管理というのございませと思ひませけれども、今簡易水道ではそういう施設の管理はどのように行われているのでしょうか。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

施設の修繕とか、そういったものについては当然町が行っておりますが、常日ごろの点検とか水質だとか、そういったものの管理につきましては業務委託といひませか、元役場の職員ですけれども、そちらの

水道技術管理者の有資格者がおったわけですが、その方をお願いをして簡易水道については管理をしていただいているという状況でございます。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） それでは、ただいま職員OBより管理していただいているというふうにご説明ありましたけれども、例えば3年半前の災害、大地震のときに水道は停電でとまったというような夜間の管理、全てをその方が一人で管理しているわけではないと思われまますので、夜間とかはどのような管理体制になっているのでしょうか。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

夜間については、簡易水道、今こちらでお話ししたのは平日、日中という考え方でおります。それ以外につきましては、やはり役場の職員、そして今であれば浄水場にシルバー人材センターのほうから夜間については配置をしております。それと、あとは休日であれば資格を持った専門職、業者さんのほうをお願いをしております。というのも、やはり水道の場合は何か事故が発生した場合、対応しようとしても、その資格がない人が水道に触れるということがなかなかできないという状況でございますので、休日については今専門職をお願いをしています。ただ、なかなかそれを全365日例えば職員がいない夜間、それから休日、これを全てその専門職にお願いしようすると予算的にかなり費用がかかるということから、今の段階ではまだ休日、平日の夜間はシルバー、そして日中は職員、そういう形で管理をしている。それは簡水についても対応されているような、そんな感じでございます。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） シルバーの方にも応援をいただいているというご説明でありましたので、その場合はやはり有事の際は職員の方々がすぐに走らなければならない、そういう形になると思うのです。やはり職員の方の経費がかかるということでシルバーを利用なさっているようですが、事故が起きた場合は全て職員の方の負担が大きくなるという面も反面あると思えますけれども、今後もシルバーでよいのか、その辺考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（那須良太君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 水のことでございますので、直接町民にかかわることだということで安全管理には十分努めていきたいというふうに考えておりますので、その経費につきましても今後今受託いただいている業者からデータいただきながら、今後軽減、要は委託費の軽減が可能なかどうか、その辺も含めまして、町の職員の管理も健康管理的なものもありますので、そういった意味で委託範囲をこれからさらに検討していきたいと思っております。

委員長（那須良太君） 時田町長。

町長（時田博機君） 3年前からシルバー人材センターをお願いしましたし、業者は去年からお願いしているのです。それ以前は、夜間も休日も警報が鳴ってお知らせしてから職員がもう駆けつけるという形で、特に休日とか大体いっぱい水使うときというのは人がうちにいる時間ですので、そんなときのメンテナンスというのでしょうか、それは全く準備されていなかったのです。無人の浄水場あったのですけれども、そこに人は配置されておりました。やっぱりそのままでちょっと怖いという形で、夜間ま

ずシルバーをお願いして、そして土曜日、休日は業者をお願いして、有資格者を何とか配置してもらって委託をしているという現状です。やっぱりよく無人で本当に、全部職員に電話呼び出しあって追っかけて、そこに行かないとどういう事態が発生しているかわからないという、タイムラグというのでしょうか、町民の皆さんが大変やっぱり心配をかけていたと思いますので、今人がいるということはどういう状態という形が職員のほうにも伝わるわけですし、また業者は専門の業者でこういう事態だったらこういうふうというマニュアル等持っている事業者から見ていただいています。それについては、多少の進歩はあったのかなと思っているところです。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 私も以前そのことで質問したときに、伊香保町のほうへ視察に参って、伊香保町も我が町と同じように100%井戸水なものですから、視察に行つて管理をお聞きしてまいつたところでありまして。やはり専門の業者が常に待機しているという状態でありまして、我が町でもやはり常に専門の方がそこに待機できるような態勢をつくつていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

委員長（那須良太君） 2番、高橋久一委員の質疑はこれで終了いたします。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（那須良太君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（那須良太君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第57号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）、議第58号 平成26年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成26年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第60号 平成26年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第61号 平成26年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成26年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（那須良太君） ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まりをお願いいたします。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時01分）

休

憩

委員長（那須良太君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（那須良太君） なお、説明員の本宮副町長が公務のため退席いたしましたので、ご報告いたします。

報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読させます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤源市君） 報告書案文を朗読。

委員長（那須良太君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（那須良太君） 異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時33分）

遊佐町議会議長 高橋冠治殿

平成26年9月12日

遊佐町議会議長 高橋冠治殿

補正予算審査特別委員会委員長 那須良太